

第 3 日

1. 平成28年 3 月11日 午前10時00分招集
2. 平成28年 3 月11日 午前10時00分開議
3. 平成28年 3 月11日 午後 4 時26分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(13名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 暁	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	12 番 笹 渕 賢 吾	13 番 荒 木 拓 馬
14 番 杉 本 和 彰		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

11 番 杉 村 幸 敏

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 松 尾 裕 二 書 記 前 田 聡 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	高 木 洋一郎	総 合 支 所 長	有 富 孝 一
会 計 管 理 者	隈 部 久美子	まちづくり推進課長	池 本 文 雄
税務住民課長	樋 口 哲 男	健康福祉課長	高 岡 悦 雄
商工観光課長	坂 本 政 明	建 設 課 長	池 田 宝 生
農林振興課長	北 原 望	学校教育課長	吉 田 収
社会教育課長	豊 後 正 弘	住 民 課 長	石 原 民 也
農業委員会事務局長	石 原 忠 邦	町立病院事務部長	堤 一 徳
特別養護老人ホーム施設長	坂 本 誠 司		

-
12. 議事日程

日程第1 一般質問

10 番 池田龍之介議員

12 番 笹渕 賢吾議員

4 番 豊後 力議員

8 番 高巢 泰廣議員

7 番 小山 暁議員

開議 午前10時00分

日程第 1 一般質問

○議長（杉本和彰君） 起立願います。おはようございます。御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。

本日は、5 人の議員に一般質問通告一覧表の順番によって発言を許します。

なお、質問、答弁については一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、第一答弁については登壇して行うことといたします。質問者は最初の 1 項目すべてを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第 2 項目からの質問は、質問席から行います。時間は執行部答弁を含め60分以内といたします。

最初に、池田議員の発言を許します。

10 番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） あらためまして、おはようございます。10番議員の池田でございます。今定例会に私を含め10名の一般質問の通告がなされ、昨日、前半 5 名の議員が終わり、2 日目のトップバッターとして質問いたしますが、まずは早朝より議会傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。議員の一人として、心より感謝と御礼を申し上げます。傍聴者の方がおられると、ある種の緊張感の中で質問ができますことは、自分で言うのもおかしいものではありますけれども、議員冥利に尽きるというか、それと、もう一つ忘れてはならないことが、1・17の阪神淡路大震災から今年は17年、3・11の東日本大震災から今日は丸 5 年を迎えます。被災者の方々の御冥福と、一日も早く立ち直りと復旧、復興を心から御祈念申し上げ、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告をしております、一つ、教育行政について。二つ、行政運営についての 2 点について質問をいたしますので、執行部におかれましては、簡単明瞭に御回答をお示しいただきますようお願いをいたしておきます。

では、質問に入ります。まず、第 1 点目の教育行政について。私の母校である菊水中学校で、当時 3 年生である生徒による自死問題が発生し、2 年数カ月を経て、遺族から町等を相手取り裁判の訴訟がなされていましたが、裁判所の和解案をそれぞれが受け入れ、今月の 4 日に和解が成立をしたと報道等で報じられておりました。この和解が成立した裁判に出廷をされた町側からのメンバーは誰々なのかお知らせください。

また、和解をしたことにより一応の決着がついたのかなと思える今、しかし、和解成立後の記者会見で「命の大切、尊さを重視した教育で、私達のような思いをする人が二度と現れないよう、心から願う」と、遺族の父親である方から、コメントの報道記事を読めば、御遺族の方々のやりきれない思いがくみ取れます。そこで、この問題を風化させない取り組み、二度とこのような問

題を起こさせない、繰り返させないための取り組み、対策としてどのように講じられているのか、お聞きをいたします。

再質問と２点目からの質問については、質問席よりいたします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。池田龍之介議員の御質問についてお答えを申し上げます。

１番の学校教育行政について、質問要旨の１番、自死問題が発生し、２年数カ月を経て、一応の糸口が見えてきた今、この問題を風化させない取り組みと、二度とこのような問題を発生させない取り組み、対策について伺うということでございます。お答えを申し上げます。

去る３月４日、御遺族の御理解と御配慮を賜りまして、御指摘の自死に関する訴訟の和解を成立させていただき運びとなりました。和解に至ったとは申せ、御遺族の深い悲しみは、癒えるものではないと、その御心中を推し量るものでございます。本事案の発生から今日までの顛末を決して忘れることなく、厳しい貴重な教訓として、教育委員会との連携を図りながら、二度とこのような出来事が起こることのないよう、一層のいじめ防止と健全な学校生活の維持に努めるとともに、本町教育への信頼回復に努めなくてはなりません。あらためて、亡くなられた生徒さんの御冥福をお祈りいたし、御心配をおかけいたしました町民の皆様にも謹んで御報告を申し上げる次第でございます。

本事案を風化させない取り組みと、再びこのような問題を発生させない取り組み、対策ということでございます。和水町では、平成25年、いじめ防止対策推進法の第12条の規定に基づき、いじめ防止基本方針を定め、町内各学校では、この基本方針に則り、いじめ防止対策が実施されているところでございます。さらに、平成27年４月１日より、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行され、全ての地方公共団体に総合教育会議の設置が義務づけられております。本町におきましても、昨年12月、町長と教育委員による総合教育会議を立ち上げ、公開による会議をこれまで２回開催をしてきたところでございます。この会議において、教育大綱の策定を行い、いじめ防止対策を中心に議論を行っているところでございます。今後は、教育委員会を中心に、児童生徒に対する指導教育とともに、町民に対しても、いじめの定義の浸透を図ることとし、いじめ防止に向けて取り組んでまいりたいと思います。

なお、平成28年度より人権教育指導員を設置し、取り組みを強化してまいり所存でございます。

以下は、必要に応じ担当課長よりお答えを申し上げますし、また、教育委員会よりも詳しく御答弁を申し上げたいと思います。

これ以降は自席にて、答弁を申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 池田議員の御質問の中に裁判への出席についての御質問がございました。一昨年の12月19日に第１回の口頭弁論が行われまして、27年度中は当該事件の弁論準備

ということで、双方の弁護士による調整が行われてまいりました。そして、12月に裁判所からの和解案の御提示がなされ、2月の臨時会において、その原案について御承認をいただいたところでございます。去る3月4日に町長が裁判所に出向きまして、和解が成立しておりますので、お伝えを申し上げます。

以上でございます。町長と担当と弁護士でございます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 池田議員の御質問にお答えしたいと思います。平成24年7月10日、本町中学校3年生男子が自死し、3年8カ月が経過しました。その間、第三者調査委員会からの11件のいじめが認定され、学校と教育委員会に対して、今後の改善、対策等につきまして具体的に御提言をいただいたところでございます。

また、その後、御遺族から損害賠償請求事件として裁判に入りましたが、両弁護士による幾度とない協議と、御遺族の寛大な御理解、御配慮により、先日・・・。

今現在、教育委員会のほうで取り組んでいることを申し上げたいと思っております。

先の9月の議会でも一部御紹介いたしましたけれども、まず、教育委員会としての取り組みを申し上げたいと思います。先ほど町長のほうからお話ありましたように、新しい教育委員会制度のもとに、総合教育会議におきまして、これからの町の教育、あわせて、このいじめに関する問題等を深く審議し、これからないようにということで、会議をさせていただいたところでございます。併せて、教育委員会の自身のこれまでの審議のあり方等につきましても提言いただきましたので、会議資料を事前に配付いたしまして、教育委員さんにしっかり読み込んでいただいて、そして教育委員会当日に十分な審議をしていただいているところでございます。また、学校訪問もこれまで以上に充実させているところでございます。

それから、この問題は当該校ばかりの問題としてではなく、町全体の問題として、校長会、それから教頭会議等の中で、このテーマにつきまして、項目を毎月設定し、校長先生方と十分な検討をして臨んでいるところでございます。

また、スクールカウンセラーや臨時非常勤職員等の人的な配置をさせていただいておりますし、平成28年度からは地域人権教育指導員の配置も今計画しているところでございます。

それから、おおもとなります町はいじめ基本方針、それから各学校はいじめ基本方針につきましても、26年3月に策定しましたが、さらに見直しを今現在図っているところでございます。また、学校におきましては、日々の生活の中で、子どもたちのしっかりした見とりを現在行っているところでございます。朝、登校から、授業、昼休み、部活動等の時間帯においても、チェックリストを設けまして、そのチェックリストに基づいて先生方に見ていただく。そして、その子どもたちの様子を報告し合い、情報交換し、対応策等をすぐにとっているところでございます。もし、このような事件が、あつてはならないんですけども、子どもたちがいじめというような捉え方をした場合の、私たちの対策会議として、各学校に校内いじめ防止対策会委員会、また、ケース会議を随時開いているところでございます。概要につきまして、今御説明したとこ

ろでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今、教育長のほうからいろいろ取り組み等についてありましたけれども、まだまだ手ぬるいんじゃないとですか。こういう言い方をするとあれですけど。この問題が発生したあとに、いじめが、加害者が被害者になるようないじめが2件起きてますよね。幸いにして、自死するような大きな問題にはなっておりませんけれども。それと、不登校が増えてるんじゃないですか。ある一行政区で5名おるということを私は聞きましたよ、不登校が。

もう少し、本当に親身になってこの対策をやっていかなければ、子どもらには伝わらないんじゃないですか。遺族の方も、このような現実をお知りになったら非常に悲しまれると思いますよ。まだまだ私は、この件について言いたいことがありますけれども、先に進めさせていただきます。

町への訴訟と一緒に、いじめはなかった、いじめの存在を否定し、調査を遅らせた当時の教育長と学校長に求めた謝罪、司法上は公職を離れた2人は和解の当事者になれない。現職の町長である福原町長のこれまでの不適切な対応について重ねてお詫びをすると、陳謝で、この和解、裁判は幕引きがなされたことに、それを受けてですね、小出教育長はどのようなことを思われますか。本来であるならですよ。私は、4日の和解、裁判所に行くのを、町長が決められたかどうかわかりませんが、本来であるならば、現職の教育長も行って、陳謝すべきじゃなかったんですか。だから、私は熊日新聞に解説が載ってございましたけれども、「和解はしたが、あらためて浮かび上がらせたのは、学校側の不誠実な対応や両親に与えた不信感だった」。このような文言で表現されているんじゃないですか。このような表現が適切な表現であるかどうかわかりませんが、伝統というものはつくり上げられたものを引き継いでいくのも伝統でしょう。しかし、つくり上げるのも伝統じゃないんですか。この事件を風化させないためには、伝統になるようなことをつくり上げるべきじゃないかと私は思いますけれども、それについてお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御質問の趣旨は、教育長に対しての御質問だと思いますが、教育長が答弁申し上げます前に、先に補足というのもおかしいですけども、私のほうから先に補足をさせていただきます。

まず、4日の和解の協定のこととございましてけれども、これは言い方が難しいんですけども、仮に私が行かなくても、陳謝の場というのはどこでもよろしいという寛大な御理解を賜っておりまして、そういう意味で私が1人で臨んだということとでございます。したがって、先方様への申し出といたしましては、あらためて仏様にお参りをさせていただきたいというようなことで申し上げました。そこには、私と教育長がそろいまして、あらためてのお詫びと御報告を兼ねまして、手を合わせさせていただきたいと、そういうふうと考えております。日時は申し上げませんが、その日時も御指定をいただいております。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 池田議員の御質問のとおり、本来は裁判所、または裁判所近くに行き、私も一緒にそこでお詫びするというようなことが妥当ではないかということで、私のほうも担当課とも十分協議した上で、先ほど町長のほうからお話いただいたようなことで、日をあらためてお詫び、そしてお墓参りをさせていただくと。それと同時に、今後このような二度と悲しい出来事が起こらないように、教育委員会としても学校としても取り組んでまいりますということをお誓いするために、日を改めて設定させていただいているところでございます。

2点目の新しい伝統というということですが、確かに、子どもたちが非常に成長の過程にありまして、学校の中で友達との軋轢、そういう中で人に不愉快な言動、そういうことをする場面もあるかと思います。それがいじめにつながるということもあるかと私たちは捉えております。しかしながら、それが重大化しないように、ましてやまた、そういうことが起こらないように、日々私たちが努力していくように指示していくことが教育委員会の務めだと思っております。そのために先ほど申し上げましたいくつかの施策を設けまして、全力で今取り組んでいるところでございまして、和水町からいじめをさせない、また、いじめによる大きな事態に至らないように、そういう取り組みを進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） この問題はですね、解決することはないと思います。一応の幕引きはあったかもわかりませんが、やはり遺族の方々が言われるように、このような悲しい思いをする家族、遺族を出さないでくれというように、未来永劫ずっとこの問題は続いていくんじゃないかと思いますよ。そこでですね、この問題が起きた前後のことをですね、私はある機会の席で、ここであつたかどうかは、私も記憶が定かではありませんけれども、教育長と話をしたことがありますよね。生徒が入学してきた時は学校長、自死問題が発生した時は教育委員長、遺族が訴訟を起こされた時は教育長。そこで、「けじめはどうするんですか」ということを聞いたですよ。その時教育長は確か、私の記憶が正しければ、「この案件が解決した時に考えます」というようなことをおっしゃったと思います。

今、町の職員、ポストに座っておられることに対してですね、町側との訴訟は和解で解決をしたと私も認識をいたしますけれども、それを受けて教育長はどのようなお考えをお持ちですか。私が言いたいのはですね、出处進退をどうされるのかと、任期は4月末頃と私は認識をいたしております。それまでその席に座られておるのか。それともその前に、けじめとしてつけられるのか。その決意をちょっとお聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 池田議員の御質問にお答えします。確かに先ほど御指摘ありましたように、自死された子どもさんが入学してきた時、私はその当時の学校の校長でありました。と同

時に、その後自死した時には教育委員であり、また教育委員長という大役を仰せつかっていたことでもあります。そして、この裁判に入る時には、教育長としての一応私が引き継いで、今仕事をさせていただいてるところでございます。非常にこの問題については、私自身、個人としても大変厳しく受け止め、全力を尽くして解決に向けて努力しなければならないと思っているところでもあります。ましてや、先ほど池田議員がおっしゃいますように、この問題は一生解決すると、そういう和解という一つの場面では解決したかもしれませんが、實際上、これが解決していくということは、遺族の方々にとりましても、御家族にとりましても、ずっと癒えるものではないと思っております。そのために今も全力を挙げて、町からそのような一大事件につながるようないじめを起こさせないよう努力している次第でございます。

私は、決して教育長に現在になりたい、是非、座らせていただきたいという強い思いを持っていることではございません。私は、皆さんに「ぜひこの問題を解決するために働いてほしい」という強い思い、願いで、そういう意味で、私は今も引き続いてここに座っていることは御理解いただければありがたいと思っております。

このあと、出処進退という具体的なものにつきましては、今はコメントを差し控えさせていただきましても、皆様方の御判断で、私はいかようにでも対応するつもりでございます。しかし、一町民になりましたとしても、このことについては深く心に刻み、町民の子どもたち、また、町民の皆様方に深い悲しみが起きないように願うばかりであります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 教育長、本当はですね、私はもっと違った答えを期待してたんですよ。そういう私だからこそ、なお一層この席に座らせていただきたいと。それくらいのはまりがないと、この解決、この問題についてですね、本当に真摯に考えることができないと私は考えております。まるっきり逆のことをあんたは言いよるじゃないかと言われるかも知れませんが、私は、それくらいのはまりでこの問題をですね、未来永劫、やっぱりあの教育長がおったから二度と起きらんごつなつたつばいと、言われるようなはまりがなければですね、この問題を解決するような体制づくりはできないと思いますよ。

そして、出処進退というのはですよ、教育長、人から言われてするもんじゃないんですよ。出処進退は自分自身で決めることですよ。それだけ言って、第2点目に入らせていただきます。

第2点目の行政運営についてお尋ねをいたします。町長は、首長として、行政を運営する上で、行政の使命とはどのようなことに重きを置いて執行をなされておりますか、お考えをお示ください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 池田議員の2番目の質問事項、行政運営についてということでお答えを申し上げます。質問要旨の行政を運営する上で、行政の使命とは何かを伺うということでございます。お答えを申し上げたいと思います。

日本国憲法第92条から95条までの4か条におきまして、地方自治が規定されております。特に92条において、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとされておるところでございます。その代表的な法律、根本となる法律は、地方自治法であろうかと思えます。地方自治法第1条の2、第1号において、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする規定されております。住民の福祉、つまり、安全・安心に生活できる環境を整備することにあると考えております。

また、憲法におきましては、国民の権利と義務を明記いたしまして、第25条では、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定されております。地方公共団体は、その権利保障のためにも、住民の安全・安心の確保と増進を図っていくべき使命があるというふうに認識をいたしております。法律上の解釈だけで大変申し訳ありませんけれども、とりあえずは第一答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 今、町長のほうから、憲法並びに地方自治法等を引き合いに出されてお示しがありましたけれども、私は、行政の使命の中の一つに、弱者救済というのもあるかと思えます。私は、この弱者救済という面から少しお聞きいたします。本年度、国民健康保険税が値上げをする旨の説明が、先日の全員協議会、それと一昨日の議案上程の中で説明がありました。私も理屈的、理論的には理解を示すところでありますけれども、受益者として利用をする以上は、応分の負担をしなくちゃいけないということは、当然の義務であることは私も認識をいたしております。国も1千兆円を超える借金があり、国民一人当たりに換算すると約800万円を超える額になります。それに、年々1兆円規模で増額増額の道をたどっておるこの社会保障費は膨れ上がっておることもまた事実であります。

それと、経済状況の指数というか、動向を示す一つのものに、財務省の出先機関である各ブロックの財務局長の局長が示すコメントがあると思えます。それによると、それぞれのブロックの財務局長は、「穏やかではあるが、少しずつ景気回復状況にある」となっておるようなコメントが寄せられております。果たしてそうでしょうか。まだまだ景気回復は底だめ状態で、アベノミクスも道半ばではないでしょうか。そのような状況のもとにおいて、今回値上げは実施されようとしております。金額にして年間1世帯当たり5万円。1人当たり2万から3万円の平均額で増額というように説明を受けたと思っておりますが、そこでお聞きいたしますが、数年後は、この事業も県段階において統一がなされようとしておると聞き及んでおります。それまで何とか基金の取り崩し、例えば、国保財政調整基金、1月末現在で7,758万1,925円。社会福祉振興基金、これも同じく1月末で2億385万9,438円の基金があるかと思えます。この国保財政調整基金並びに社会福祉振興基金等で、ある程度充当しながら複数年にまたがり、段階的に引き上げることをお考えはなかったのでしょうか。そもそも、この問題は合併後10年にわたり見直しをしてこなかったのが大きな要因であると思えます。いわば行政の失政を受益者に、極端な高額を単年度で

するようなツケを回す形になったのではないかと思います。最終的には弱者救済的気配りを成して、町長の政治的判断において決定をなされたのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） お答えをいたします。御指摘の件といたしますか、一つ一つについては、非常に心の痛いところでございます。私の公約自体にも逆行するようなところでございます。このことは先に認識を申し上げまして、お答えを申し上げたいというふうに思います。

今回、この国民健康保険税の値上げ、引き上げにつきましては、去る2月の末頃、国民健康保険の検討協議会のほうに諮問をしたところでございますけども、担当課から相談を受け、相当に苦慮をいたしました。池田議員の御指摘のとおり、一つは何とか充当可能な基金、財源を見つけてまして、そこで当面しのがせてもらえないだろうかというのが1点でございました。この分につきましては、どうしても健康保険税そのものが目的税の要素を持っておりますものですから、なかなか税の一般的な公平性という面からそのへんの充当も難しい。

それから御指摘のこの10年あまりをですね、国民健康保険税の金額をそのまま据え置いてきたということに今回の大幅な値上げの要因もございます。本来であれば、2年ないし3年のサイクルでもちまして、その状況に応じて検討してこなくちゃいけなかった事案ではないかというふうに思っております。ただ、検討はされてきたようであります。検討の中で、まだ健康保険税の基金があるのであれば、値上げの前に、その基金を全て取り崩すまで待とうというような結論が出たようでございます。そういう意味では、余裕を残しながら進めていただいているのであれば、このような値上げはやむなしにしましても、大幅な値上げということには至らなかったかなというふうに感ずるところでございます。

それから、これも御指摘のありました、平成30年度に、今は市町村の管轄になっております国民健康保険税につきましては、県の国保連合会のほうに一本化されるというような予定になっております。そこで30年度に統合されるということになりますと、おそらくこれは推測でありますけれども、今回の引き上げ幅よりももっと大きな引き上げ幅の要請がなされるんじゃないかと、そのへんの懸念もございました。本当に申し訳ないでは済まないような状況でございますけれども、何とかそのところを御理解を賜りまして、今回の保険税の引き上げにつきまして、お許しをいただければありがたいというふうに考えるところでございます。補足事項につきましては、担当課長より答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。議員おっしゃっていたように、合併以来、全く見直しをしていなかった、これが一番大きなところかと思っております。管内でいいますと、ほとんど全て改正をしてあります。ちなみに荒尾市が24年4月から新税率で実施、玉名市も24年4月から、それから玉東町が23年4月から、それから南関町が昨年27年4月から、それから長洲は24年4月と、昨年27年4月の2回改正を行っている

ころでございます。

先ほど言われました国保の財政調整基金でございますけど、言われたように7,700万ほどはございますけど、これは平成27年度予算、基金繰入金ということで予算計上しておりますので、実質は国保の基金は、ほとんどないという状況でございます。弱者救済というか、今回改正をしておりますけど、基本的に保険基盤安定負担金ですね、いわゆる7割、5割、2割軽減というか、そのへんのところは当然あるところでございます。ほかの基金を繰り入れたらどうかということもありますけど、やはりそのへんはですね、その基金の目的というか、そのへんの兼ね合いもあるかと思しますので、今ですね、やはり他の保険者、いわゆる国保以外の保険に加入されている方、そのへんの負担の公平というか、そのへんを考えますと、やはり国保は国保で運営するという基本理念というかですね、考えると、今やはり上げる必要があるかと考えております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） そうですね。国保財政調整基金、7,700万あると言いましたけれども、取り崩すと、27年度、今年度じゃないけれども、まだ3月いっぱいまでのあれで取り崩すということになっていると、それは私もわかっておりましたけれども、あえて7,700万という金額を提示させていただきました。町長が平成30年に県のほうに段階で統一され移行するということで、まだ値上げ幅が大きくなるだろうと予想されるということと言われましたけれども、その時、その額が上がらないような感じになるかと思えますけれどもですね、今回の値上げによってですね。県のほうの段階に統一する時に、各自治体からの要望というか、そういうのがもし通るならばですよ、やはり行政というのは弱者救済ということを強く要望をしてほしいと思います。本当に弱者の方は、保険にかたりたかったけれども、かたれないという事情の人があるんですよ、保険料払えないから。無保険家庭というのもあるんですよ。勤めていても、そこが厚生保険を使っていなかったら、国民健康保険でなければいけないんですよ。働いていても保険にかたれない家庭というのはあるんですから。そのところをですね、やはり弱者救済という立場で強く要望をしてほしいと思います。その点は、要望として町長のほうに申し込んでおきますので、よろしく願いを申し上げます。

それとですね、町長、行政の使命の一つとしてですよ、町民の生命・財産を守るということも大きな使命であると考えます。いざ災害となれば、町は全力で公助、公を助ける公助ですね、の体制をとります、とられます。災害対策に全力を傾注いたすことは当たり前のことでありますけれども、また、日頃より少しでも災害を未然に防ぐため、少しでも災害の被害を軽減するように、防災・減災対策をとるのも当然の義務ではないかと考えております。一般的に広く知れわたっているのが、治山事業等ではないかと思えますけども、学校の耐震対策も防災・減災の一つであろうかと私は思います。

町長就任からはや2年を過ぎようとしています。耐震予算も数回予算計上をされましたけれども、反対多数で否決。町長の政治判断において、ある決断をなされてもいいような時期にもう来

ているのではないかと、私は考えております。首長として、苦悩、葛藤、いろいろあろうかと思っています。私は経験がありませんので、推し量ることはできませんけれども、朝令暮改という言葉があります。そのような、芯がぶれるんじゃないかと、ぶれない政治判断で決断を下すべき時期にそろそろさしかかっているんじゃないかと思いますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） まず最初に、県の国保連合会に対する要望、この機会が与えられる、あるいは機会がつかれるものであればつくって、担当課とともに要請はいたしてまいりたいというふうに思います。

それから、ただいまの御指摘でございます。耐震の強化につきましてはですね、ただ、今を考える場合に、どうしても必要な部分でございます。これは皆さん一緒だと思います。今回、議会における特別委員会の立ち上げもございました。そのへんの御理解もぜひお願いを申し上げたいというふうに思うところでございます。町民の御理解、議員さんの御理解等々が最も重要な要素、それからベースでありますので、そのへんのお願いをいたしまして、池田議員の御質問に対する具体的な答弁はできませんけれども、答弁に代えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 簡潔に質問、答弁をお願いいたします。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 時間もあと2分しかありませんので、答えはいりません。私は常日頃から、学校が今、無事に終わっているということは、ただただ結果論であると思います。人知にも及ばないような想定外の自然災害が、今日、このあと、明日、いつ来るかわからないんですよ。人の命というのは何よりも代え難いものがあるんですよ、代えられないんですよ。もし、そういうことになったら誰が責任とるんですか。そういう思いを真摯に、苦悩、葛藤いただき、町長の政治的決断を私は期待してやみません。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（杉本和彰君） 以上で、池田議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、笹渕議員の発言を許します。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） おはようございます。日本共産党の笹渕です。今日、3月11日は、東日本大震災と福島原発事故から5年という節目の年を迎えました。今でも17万4,000人もの被災者がプレハブの仮設住宅などで不自由な避難生活を強いられ、震災関連死が3,400人にもものぼっています。あらためて、犠牲となられた方々に哀悼の意を表すとともに、被災者の皆さんにお見舞

いを申し上げます。

それでは、一般質問を行います。最初に、国保税値上げについてであります。

一つ目に、2月26日の全員協議会で、平成28年度の国保税について、国保審議会の答申は、値上げとの説明があり、3月議会で国保税値上げの提案をするとのことでしたが、国保審議会でもんな意見が出たのか伺います。

二つ目に、平成28年度は昨年と比べて1世帯当たりと、1人当たりの値上げについて伺います。あとは質問席から質問いたします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 笹渕議員の御質問にお答えを申し上げます。質問事項の1番。国保税の値上げについてということで、まず質問事項の1番、2月26日の全員協議会で平成28年度の国保税について、国保審議会の答申は値上げとの説明があり、3月議会で国保税値上げの提案をするとのことだったが、国保審議会でもんな意見が出たのか伺うということでございます。

今回、一つだけですね、内容は同じだと思うんですが、国保審議会の皆さんの答申というのは、自らの答申ということではなくて、行政のほうの諮問を受けた答申でございますので、その点だけ、改めて認識を共有しておきたいというふうに思います。

国保税の値上げにつきましては、先ほど池田議員の御質問の中での答弁をいたしましたけれども、まさに首長といたしましては、本当に断腸の思いでの決断でございます。繰り返しになりますので、そのことについての改めての御説明は申し上げませんが、2点ほど言わせていただきますと、まず1点目は、本当に町民の皆様に負担を強いるような要素のある事項につきましては、年々歳々、見直しを図りながらしっかりと対応していかないと、こういう事態も迎えることになるなということを痛切に感じております。

それから2番目が値上げするにしても、近隣市町とのバランス、願わくばそれを下回るように、上回ることがないようにということの指示はいたしたところでございます。ほぼ同レベルということになっておろうかと思えます。2月26日の議事といいますか、発言内容につきましては、担当課長のほうから御説明を申し上げたいと、お答えを申し上げたいというふうに思います。

それから質問要旨の2番でございます。平成28年度は、昨年度と比べて1世帯当たりと、1人当たりの値上げについて伺うということでございます。これも担当課長から答弁をさせていただきますけれども、あくまでも平均的な予測でございます。所得に応じた減免もでございます。そのへんは、また別途でございますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。第一答弁は、以上とさせていただきます。

あとは自席でお答えを申し上げたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいまの笹渕議員の御質問にお答えします。

まず、国民健康保険運営協議会での意見についてでございますけど、整理しまして7点ほど申

し上げます。

まず一つが、税率改正をしたことによって幾らぐらい増える見込みがあるか。2番目が、税率改正で税金を上げるのは低所得者に対して負担をかけること。所得が0円の世帯で税率改正によって保険税が幾ら増えるか。三つ目が、都道府県化に移行するまでの2年間、算定の結果では困難であると理解しているが、手だてはあるか。今回の税率改正は、いつを見越してのものなのか。30年の都道府県化を見越してのものなのか。四つ目、資産割りがないとどうなるのか。5番目、国保税は目的税であり、軌道修正をしていく必要がある。当面は税率を上げる必要がある。六つ目、一般会計からの繰り入れをいわれる人もいるが、平等性に欠ける。そのへんのことの町長、事務方の答弁、説明をしてほしい。目的税であれば、目的の中で足りないということで、上げるを得ない。一般会計から繰り入れるというのは話にならない。次に生かしていくことが重要。7番目が、自分たちが使ったものを自分たちで払うわけだから、払いたくなければ使わないとよい。改正は仕方がない。

以上が国保運営協議会での御意見の概要でございました。

それから、(2)の1世帯当たりと1人当たりの値上げでございますけど、和水町の国民健康保険税については、4税方式を採用しております。所得割、資産割、均等割、及び平等割の四つです。このうち、所得割と資産割を合わせて応能割合といい、均等割と平等割を合わせて応益割合といいます。資産割税率を減らし、応能割合と応益割合が50対50となるように試算を行った結果、試算割税率を減らしたことにより、全体的には、所得の少ない世帯で、かつ資産有りの世帯の税額は減少し、所得の多い世帯の税額は増加となる見込みでございます。

平成28年度の国保税率の改正にあたっては、保険者規模や、1人当たりの医療給付額の近い近隣の長洲町、南関町などを参考に試算を行っております。今回の予算編成においては、平成30年度から県単位での国保運営化を見越し、全体の需要額に対する歳入財源を試算する標準保険料から試算しております。平成27年度調定額と、標準保険料の比較となり、従来の試算と若干異なっております。御質問の1世帯当たりの国保税は、平成27年度に比べまして、約5万1,000円の増。1人当たりの国保税は、平成27年度に比べまして、約2万9,000円の増となる見込みでございます。これは、あくまでも国保全体での平均値の推測であり、国保世帯の所得の状況、また世帯員の状況など、個々の世帯によって異なってくると思っております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 最初の国保審議会の件ですが、ここで7点ほど意見が出たということで、今整理して答弁がありました。それ以外にですね、例えば、財政調整基金とか、そういった基金を使って、値上げしないようにという、そういう意見というのはなかったかどうかということを1点お聞きします。

それから2番目ですが、家庭によって、所得によって状況が違いますから、今の答弁のように、1世帯当たり5万9,000円の値上げと、27年度に比べて28年度は1世帯当たり5万9,000円の値上げと、それから1人当たりになると2万9,000円という答弁だったかと思います。全協で説明が

あった時に、所得割が前年に比べて28年度が1.35%増と、資産割が3.7%減と、均等割がこれは1世帯ですけれども、8,200円増と、平等割として2,800円、これは1人当たりだと思いますが、2,800円増と、こういう形で説明があったかと思いますが、これは平均してだと思いますが、7割、5割、2割の軽減策としては、また違った形で提示されています。これで、こういう形で総合的には1世帯当たり、5万9,000円、それから1人当たり2万9,000円の値上げと、引き上げというようなことで今回提案をされているかというふうに思います。

2番目の件でですね、そうすると最低でですね、例えば、50万ぐらいの所得とか、基準がいろいろありますけれども、そこでいうと大体どれぐらいの国保税の支払いが現在行われているか。基準のところでもいいですので、その点を2番目の点で質問いたします。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。1世帯当たりは5万1,000円ということでございます。まず、運営協議会での意見の中で、いわゆる基金の繰り入れというかですね、そのへんの意見がなかったかということでございますけど、皆さん御承知の国保の財政調整基金、これは先ほど言いましたとおり、27年度の取り崩しということで、もう全くないという状況は、皆さん御理解いただいたところでございます。その中で、ほかの基金というかですね、それを入れた方がいいというか、そういう意見というのはなかったかと思います。

それから二つ目のどれぐらいというか、階層別というか、そのへんのどれぐらい上がるかということでございますけど、先ほども申しましたように、今回少しその試算というか、システムの難しい部分がございます、階層別に出すのがですね、一応モデル的に若干ちょっと出したところがあります。先ほど申しましたように、所得がなくて仮に資産があった場合、そういう場合は逆に減るというかですね、そういう世帯もあります。ですから、一つの例で申し上げますと、年金だけの収入、夫婦でですね、そういう方であり、また資産が、固定資産税があった場合は、逆に年間の税額が減るパターンもございます。例えば、もう一つで言いますと、年金収入が100万とか、固定資産が2万ぐらいあれば、年税額で8,000円ぐらいの増というかですね、ですから、これが非常に世帯の状況で個々変わってきますので、一つ一つのあれはちょっと難しいという状況でございます。ですから、全体的には当然増える部分でございますけど、特に33万以下ですたいね、そのへんの低所得者、その中で資産がこれまであった方、そのへんについては、先ほど申したように逆に国保税が減る、そういう家庭も出てくるという状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 例えば、今の生活保護世帯ですけれども、この生活保護世帯で一人暮らしの場合、女性で65歳の場合、月額が6万4,480円ということで支給されております。年間にしますと、77万3,000円。私も決して多いとは思いませんけれども、こういった家庭。それから2人暮らしで、35歳の女性と子どもさんが1人、5歳児と。この場合が月額9万5,830円。これに冬期加算で、11月から3月までの冬期加算ですね、これが1人世帯2,580円と、5カ月ですので、

11月から3月まで1万2,900円と、2人世帯で3,660円と、5カ月で1万8,300円と。こういう冬期加算がありますが、決して多いとは思いませんが、こういった生活保護世帯よりも年金がもっと少なく、年を取れば取るほどいろんな病気にかかりますし、そういった時に国保税の値上げによって負担が増えるということになってくるわけですね。一般的な暮らしの中でも、消費税の増税とか、一般の自営業者、もう所得が伸び悩んでいる状況ですよ。アベノミクスの効果も地方にはなかなかこない、こういう中で、大変厳しいような状況だと思うんですね。それで私は、こういった値上げをやっぱり抑えるということが、今は大事じゃないかなというふうに思います。地方自治体の役割というのは、地方自治法で「福祉の保持」ということを言っているわけですね。これは、福祉を守ると、暮らしを守るというのがですね、地方自治体の最大の任務、役割だと思うふうに思います。その点から言うと、値上げは大変、町民にとっては厳しい状況になってくるというふうに思うわけです。

そこで、町のほうには財政調整基金というのがあります。現在約30億円あるわけですが、この基金条例の中で、第6条1項で、「経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき」、経済情勢が今厳しくて、税収も町としても減ってきてると、国としても、そういう中で、やっぱりどこに町民の暮らしを守るために行政の中心を当てていくかということが、やっぱり大事だと思いますし、また第7条で、「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に定める」というふうになってます。ですから、私は町長の判断で、こういった値上げを、財政調整基金などを使って抑えるということが今は大事じゃないかなというふうに思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 今御質問のありました財政調整基金から取り崩して補填できないかという御質問だと思いますが、我が国は、御存じのように国民皆保険の国でございまして、会社の社会保険、それからそれに加入できない方が国民健康保険ということになっております。このそれぞれの保険も、加入者が保険料を納めて、医療費を負担する、助け合いの制度でございまして。医療費に特化した制度であるというのがまず第1点。それぞれの健康保険はそれぞれに運営され、それぞれの医療行為という加入者の受益に対して、加入者がその保険料を負担して助け合うという制度ということでございますので、国民健康保険会計に特化して、繰出金を別途考えるというのは、いかがなものかなというのの一つ。

それと、国民健康保険事業会計の繰出金の基準につきましては、平成27年3月の総務省の通知によって、その基準に従って、一般会計から繰り出しているところでございますので、それ以上の一般会計からの繰り出しということに関しましては、国保事業の独立性、それから受益と負担の関係から考えにくいというふうに思っております。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 一般会計からの繰り入れ、繰り出しというか、そういったものは厳しいということですが、やっぱり例えば、病院経営、特養関係、あるいは他の下水道事業関係、特別会計がありますが、そういったところは、結局厳しい時には、赤字の時には町から補填するという形で一般会計から出していると思うんですよね。そういう説明もありましたので、やっぱりそれは国保にも、一緒にですね、加入者の方に支援するという形をとったほうがいいというふうに思います。

それから法定内で、これまで一般会計から出してきたというふうにも思いますが、法定外です、保険税を安くする制度ということで、全国にはいろんな制度があります。例えば、所得激減減免制度、低所得減免制度、障害者減免制度、母子世帯減免制度、ひとり親減免制度、高齢者減免制度、借金減免制度。こういったことが条例で制度化されています。この中にも、町のほうでもやっている部分はありますが、特に今、子育て支援としてですね、今、町も力を入れてるわけですけども、子どもさんのいる世帯ですね、ここでやっぱり保険を安くすることで、子どもの均等割はゼロにすると、こういう自治体も出てきています。そういう支援を今やるのが、暮らしを支えることが大事だというふうに思います。時間があまりありませんので、簡単に答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 今、議員御指摘のように他の会計、簡易水道、下水等に対しまして、法定外の繰り出しを行っております。これについては、若干国保会計と比較できるかということ、そうでもないのではなかろうかと、上下水等につきましては、町の財産となる設備も有しておりますし、その事業会計の中から支出をしております。今、法定外で出しておりますのは、それぞれ水道会計が設備投資をしますですね、その2分の1は法定上よろしいんですけども、その残りの元金の支払いは、いずれそれは町がどうせ管理をしていかなければならないものでございますので、その分についてのみ、今、繰り出しを行っているところでございます。

それから、その上下水道があることによって、その地域の発展、経済的な発展ですね、商店ですとかホテルとか、そういうものの社会資本整備が進出しやすいという側面もあることから、そのような措置を講じているというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 樋口哲男君

○税務住民課長（樋口哲男君） 法定外繰り入れのことで、昨年の9月の定例会でも御質問の中にあつたかと思いますが、繰り入れの基本的な考えというか、そのへんのところを少し言わせていただきたいと思います。

まず、国の基本的な考え方でございますけど、「国保制度が特別会計を設けている趣旨等に鑑みると、国保事業の運営財源は原則として、法定分を除き、一般会計からの繰入金によることなく、保険料や法定負担の公費により賄われるべきである。よって、本来保険料、保険税として賦課徴収すべき費用の一部に一般会計からの繰入金を財源として充てることは望ましくない」とい

う国の方針でございます。

法定内繰入金としましては、保険基盤安定制度に係る経費、いわゆる軽減関係でございます。それから、保険給付、出産育児一時金。それから国保財政安定化支援事業に係る経費。それから事務経費の四つが制度化されております。

それから、我が国の保険関係でございますけど、昭和33年に国民皆保険制度が確立しまして、農業など、自営業の方は国民健康保険に、サラリーマンの方は健康保険、いわゆる社会保険に、我々公務員は共済組合に、現在75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入しているところでございます。法定外繰り入れは制度上定められていない繰り入れであり、全町民のうち、約3割の国保加入者のために、一般財源を投入することは、国保以外の保険に加入されている方が、国保の費用を一部負担することになります。負担の公平化の観点、また、各事業会計の独立採算性の観点からも、法定外の繰り入れはなかなか難しいと考えております。

それから、財政状況で自主財源と依存財源の割合を申しますと、26年度決算で一般会計では自主財源が28%、依存財源が72%。国保会計においても、自主財源が3割、依存財源が7割となっております。国保会計の現状及び将来的なことを考えますと、自主財源である国保税の見直しは、どうしても避けては通れないことと理解しております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今の答弁を聞いてますと、地方自治体に住む住民の暮らしが大変な時にですね、法定外内のことについては、国のほうが自主的にやってはならないというような感じにも受けたわけですね。

それはそれとして、引き続いて議論していきたいと思います。時間がありませんので、2番目に移ります。

次に、教育問題についてであります。一つ目に、三加和中、菊水中生徒の受験状況について、公立高校、私立高校の受験人数を伺います。二つ目に、基礎学力をつけるため、どういうところに力点を置いているかお聞きします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今ほど笹渕議員のほうから、第1点目は、三加和中、菊水中学校の受験状況についてということで、公立高校、私立高校の受験者数をということでお尋ねがございましたので、お答えしたいと思います。

平成24年度から過去3カ年にわたりまして調査をしてまいりましたが、實際上、受験者数につきましては、口語として残すべき内容では、個人情報上の管理上ありますので、進学者数等は学校のほうにありますのでしておりますが、お尋ねは受験者数でございますので、平成24年度からお答えしたいと思います。

平成24年度、菊水中学校、国立のほうも入れたところでお答えしたいと思います。国公立の受験者数は53名でございます。私立高校のほうが56名でございます。三加和中学校は国公立が33名、

私立高校等は資料がございませんでしたので、お答えできません。

それから、平成25年度、菊水中学校、国公立受験者数が46名、私立高校受験者数が56名。三加和中学校におきましては、国公立高校のほうは40名、私立高校受験者数は、これも記録が残っておりませんので、お答えできません。

平成26年度でございますけども、菊水中学校は国公立が38名、私立高校受験者数は40名でございます。三加和中学校におきましては、国公立高校の受験者数は20名でございます、私立高校受験者数は31名でございます。

平成27年度現在、受験が終わっただけというようなことですが、一応国公立の受験者数から申し上げますと、菊水中学校が41名、私立高校が34名の受験がっております。三加和中学校は国公立の高校が16名、それから私立高校のほうは18名ということでございます。社会の多様化もしておりますし、価値観等の多様化もありまして、子どもたち個々の能力、または特性によって、さらに伸ばしたいと思いつながら、国立、公立、私立、別なく受験をしている状況でございます。

2点目について申し上げます。基礎学力をつけるためにどのようなところに力を入れているかということでございますけども、非常にですね、基礎学力ということ自身も、若干私たち捉え直さなければいけない部分があるんじゃないかと考えております。基礎学力は、これまでは知識の量だけではなくて、それをどう生かすかというようなことで、先日入試がございました、新聞でも載っておりますし、現物はこれでございますけども、私のほうも預かっておりますけども、問題を読みますと、非常に思考力、それから判断力、そしてそれを用いて表現する内容が非常に多ございます。お互いに意見を出し合い、そして、それで自分の意見を良い方向に更に高めていく。そして、それを作文として根拠を述べて回答していくというような、そういう力が今求められているようでございます。そこで、学校でもそういう力を入れた授業形態を中心にしておりまして、研究授業のほうも、先生方にも力を入れていただきたいと思います、三加和区域におきましては、文部科学省の委託事業を受けまして、小中一貫教育の。それから菊水区域では、荒玉地教委連の指定を受けて、研究を今進めているということで、今やっているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 教育問題について質問いたしますが、今、日本全国で問題になっているのが、広島県の町立中学校の中学3年生の自殺をしたということで、マスコミで報道されています。これはずっと調査が進みまして、「誤った万引きの記録を基にした進路指導が行われていた」ということが明らかになって、保護者を集めての説明会なども行われているようです。3年生の進路指導がどういうふうになっているのかというのはよくわかりませんが、生徒を分別したりするのではなくて、進路が開けるように支えてやる、サポートするというのが私は大事なじゃないかなと思いますが、実は、この自殺の報道がされてから、去年12月初旬から1月下旬にかけて、4人から5人の中学生がですね、進路指導を悩んで自殺しているという記事もあります。ですから、大きな問題だと思いますし、大変な状況だと思いますが、私がなぜこの質問をしましたかと

いいますと、三加和中の生徒の保護者さんから、以前ですね、高校入試のための三者面談で、「あなたはもう県立は受けなくていい」と、「私立一本にきなさい」と言われて、私立だけ受けたということなんですね。だから保護者からすると、私立は学費もかかるということで、なるべく県立にと思うけれども、学校側からそういう指導もあって、そうになっていったという話を聞きました。やっぱり、家庭の事情もありますし、いろんな奨学金の問題も今まで議論されてきておりますけれども、親にとっても子どもにとっても、進学をどこにするかということは、その後の将来にとっても大きな方向になると思うので、大事な問題だと思うのですが、そういうふうなことも聞いたものですから質問したんですが、そして、その広島の問題が出てきたわけですね。やっぱり広島の、この中学校の問題見ると、やっぱり外部からは見えないところで、学校の先生たちの子どもたちに接する内容がどういうふうになっているのかというのが全く見えないままできていると、そこでこういった事件が発生しているんじゃないかなというふうに思うんですね。それで学力の問題を私が取り上げましたのは、子どもたちがどこでつまづいて、いろんな問題に発展するのかとか考えますと、私は以前学校の先生と話をした時に、学力は低学年でつけておかないと、要するに1、2、3年生ぐらいですね。そのあとの4、5、6とか、中学校に行っても、先生が話している内容が理解されないと、そのあとも理解されていかないと。いわゆる、落ちこぼれという形で表現されていますけれども、そういうふうになっていくという話を聞いたことがあります。これは確かにそうだと思うんですね。1、2、3年生の時に、かけ算とか、九九ですね、それから読み書き、こういったものをきちっとできないと、そのあと学校に行ってもですね、非常につらいとか、わからないということで、苦痛を味わっている子どもも結構いるんじゃないかと思うんですね。ですから、この学力をつけるために、教育長は先ほどいろんな答弁されましたけれども、具体的に先生たちがどういう、学力をつけるための教育をやっているのかと。これはですね、例えば、三加和でいうと、低学年の状況、例えば今、中学3年、2年、1年を見ると、約30人なんですね。そうすると、春富、緑、神尾小学校の時には、10人前後の生徒だったと思うんですね。ということは、かなり先生の目が届くということで教育がされていたと思うんです。ところが、その教育内容がどうだったのかというと、なかなかそこまでいかないと。学力が果たして身に付いていたのかどうか、手が回っていたのかどうか、こういったことも考えると、さっき言いましたように保護者の話を聞きますとですね、そうになってない部分があったんじゃないかということで、私はそれは、教師集団の結束といいますか、お互いの研修というか、そういうのがですね、やっぱり今本当にあるのかなというような気がします。以前は2クラスとか同じ学年であれば、お互いに教育内容も話し合ってたんですね、どういうふうにしてますかということで、交流もできたからよかったんでしょうけど、今は1人でやっているから、特に今三加和小学校は統合しましたので、1人でやるしかないということで、しかも、30人近くですね、20数人ですがけれども、教えているという状況ですから。そういったことも配慮しながらですね、学力をどうつけていくかということに是非力を入れていただきたいというふうに思います。以上の点で答弁をお願いします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 先ほど、少し私のほうも説明申し上げましたけども、学力ということで、やはりこれまで、私たちも学んできた「読み、書き、そろばん」、言い方ちょっとまずいと思いますけれども、そういう最も基礎的なことの指導というのをやはり徹底しなければならないと思っております。そのためにやはり一つは、時間を確保してあげることが一番だろうと思っております。そして、その中で子どもたちと、つまづいている子どもたち、また、もう少しわからないなという子どもたちへ割いてあげる時間を確保してやらなければ先生方にもいけないと思っております。やはり、そのために2学期制を導入いたしてもおりますし、そして時間も日数も十分確保する、本当は十分までいきませんが、時間を確保しているところです。と同時に、人的なものとして、御存じのとおり、標準定数によりまして、1学級1人という先生が、全部の小学校の場合は教科をしているというような状況もございますので、そういうことで、中にはやっぱりつまづきや、授業になかなか参加できない子どもたちへの支援する先生方を町としても本町では御理解の上、配置させていただいていると。

それからまた、放課後なども時間を割きまして、学力の充実時間とか、タイムとか、そういうなのも設けまして、その中で放課後指導、徹底指導等も繰り返しているところです。

また、外部に対しましては、夏休み等には子どもたちに数日間、希望者、または学校としてぜひ学んでほしいという子どもたちには、お願いしてですね、これは昨年度九州看護大学ですか、九看大のほうにサポーターとしてお願いしました。しかし、ちょっと他の市町村との兼ね合いがありまして、いただけることができませんでしたけれども、これからもそういうことで、外部の方々、地域の保護者、先生方、いろんな方をお招きして、基礎・基本の徹底などもしていきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 次に、環太平洋連携協定、T P Pについて、質問をいたします。12月議会で質問をしましたが、進展しましたので質問をいたします。

政府は、T P P協定の署名を2月に行いましたが、これは全面的な完全撤廃に進んでいく仕組みが組み込まれたもので、国民生活に密接に関わる分野で、国民の利益と経済主権をアメリカや他国籍企業に売り渡すものであります。

そこで2点について伺います。一つ目に、T P Pが批准された場合、熊本県や和水町の農林水産業への影響を伺います。二つ目に、T P P批准に向けて進んでおりますが、町としてどう対応されるのか、お聞きいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 笹渕議員の3番目の御質問についてお答えを申し上げます。時間も迫ってまいりましたので、極力短時間で申し上げたいと思います。

まず（1）、T P Pが批准された場合、熊本県や和水町の農林水産業への影響を伺うというこ

とでございます。これは昨日の議員さんからの質問に対する答弁と重複をいたしますけれども、熊本県が2月の末にTPPによる県内農林水産物の減少、影響を発表しました。それによりますと、県の試算では、81億から最大132億となっております。この数字を見ますと、本町の基幹産業である農業に与える影響は、大きなものになると憂慮をいたしておるところでございますし、農家の方々も大変心配されているものと考えておるところでございます。農業が衰退すれば、日本の食料自給率はますます下がることになり、国民への安全な食料を安定的に提供することができなくなるだけでなく、国土の荒廃も進む可能性が高くなると考えられます。

中山間地域に属する本町の農業を維持するために、既存の農業振興事業に加えまして、農林水産省のTPP対策27補正予算事業等を取り組んでまいりたいと考えるものでございます。

それから2番目のTPP批准に向けて、TPPは批准に向けて進んでいるが、町としてどう対応するのかということでございます。本町のTPP対策といたしましては、農林水産省の、ただいま申し上げましたTPP対策27補正予算事業をはじめ、新年度予算での補助事業を取り込めるよう、関係団体と協議・調整を担当課でしておるところでございます。しかしながら、なかなか本町で取り込める事業は少ない状況でございまして、採択要件も、したがって厳しくなるという状況でございます。TPPの批准までにあまり時間はございませんけれども、既存の補助事業をフル活用して、足腰の強い農業育成を進めてまいりたいと考えているところでございます。具体的には、米、野菜につきましては、経営体育成支援事業での高性能機械、施設の導入、柑橘につきましては、果樹経営支援対策事業を活用して、優良品種への改植、果樹園の整備を推進いたしてまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、TPPというのは、今通常国会で批准をしたいということで先般閣議決定もされたところでございます。他の市町、あるいは首長と協調をいたしまして、とにかく対策ですね、これをしっかりしてもらいたい。対策は3年4年で終わるのではなくて、継続性を持ってやっていただきたいというようなことでお願いを申し上げたいというふうに考えております。

あとは、担当課のほうから御説明申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 北原 望君

○農林振興課長（北原 望君） ただいまの町長答弁のとおりでございます。農林振興課といたしまして、町への影響はという御質問でございます。県のほうにも市町村単位での減少額を算出できないかというふうな問い合わせをいたしましたけれども、町単位で試算するのは難しいでしょうと、試算方法も公表しておりませんので、その点については御勘弁願いますというような回答でございました。よろしいでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 時間もありませんので、簡潔にいきたいと思いますが、TPP協定が批准された場合に、政府の農林水産物の生産減少額、これは1,300億円から2,100億円というふうにしております。3年前の試算は3兆2,000億だったわけです。これを見ますと、3年前より15分

の1に大幅に減少していると、いわゆる被害額と、生産額が下がるということですから。

それから議員の何人かが取られておりますが、「地方議会人」というのがあります。そこにTPPに関する記事が寄稿されてまして、その中で何人かあるんですね、農林水産省の大臣、官房政策課長さんとか、それから東京大学の大学院の鈴木さんとか、そういう方がいらっしゃいます、ここに書かれております。その東京大学の鈴木教授は、政府のTPPの試算を分析をして独自試算で、農林水産業へは影響は、約1兆6,000億円の減少になると、これは政府試算の7倍から12倍と、だから政府の試算は低く見積もっているということを指摘しています。政府が試算したのは、農産物が19品目だけということで、林水産物は10品目だけと全品目ではないということが、7日の国会で明らかになっています。そうしますと、農産物の全品目を計算すればもっと増えていくということになります。TPP批准は国会決議違反というふうによく言われます。TPP交渉参加に関する国会決議は、どういうふうになっているかという、「米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について引き続き再生可能となるよう、除外または再協議の対象とすること、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め、認めないこと」というふうになっています。TPP協定では、農林水産物で81%、重要品目でも、30%もの関税撤廃を受け入れております。3月7日の国会で、石原経済再生担当相は、「TPPに除外という言葉はない」というふうに答えて、安倍首相も、「除外という言葉は最初から協定のテーブルに乗っていない」というふうに答えています。重要5品目は、除外することを国会決議で上げているのに、TPP交渉では、11カ国に対して除外するよう要求していなかったということが明らかになっています。農業団体のJA、このJA農協組合長のアンケートでは、92%が「国会決議は守られていない」というふうに答えています。国会決議違反は明らかだというふうに私は思っています。攻めの農業を唱え、輸出によって農家所得が増えるかのように言っておりますが、日本から外国への輸出農産物は835億円で、全体の生産額は国内では8兆4,000億円です。8兆4,000億円ですから、輸出農産物は、わずか1%、これが今輸出の状況と。政府は「1兆円の輸出産業を目指す」と言いますが、2020年の輸出目標は、味噌、醤油、清涼飲料水、即席麺、レトルト、水産物が85%を占めておりますが、その原料も外国からの輸入品を使っているのが多くて、農家の所得拡大にはならないというふうに私は思います。政府は「強い農業をつくる」というふうに言いますが、先ほど言いましたこの「地方議会人」の中に、鈴木先生が書かれた、「強い農業とは何か」というふうにありますので紹介しますが、まさにこのことだと私は思っています。

「真に強い農業とは何か。規模拡大してコストダウンすれば強い農業になるだろうか。規模拡大してコストダウンする努力は重要だが、日本の土地条件の制約のもとでは、それだけではオーストラリアや米国にひとひねりで負けてしまう。少々高いけれども、徹底的に物が違うから、あなたのものしか食べたくないという人がいてくれることが重要だ。そういう本物を提供する生産者と、それを理解する消費者との絆、ネットワークこそが強い農業ではないか」というふうに言われています。まさに山間地のこの和水町にとってはですね、この方向こそがいいんじゃないかというふうに私も思います。

その点で、最後に町長にお聞きをしますが、TPP交渉の方向に進んでますが、ぜひ県とか国

に対しても、昨日も庄山議員からも言われましたけれども、和水町の農業が大変な状況になると思うんですね。

○議長（杉本和彰君） 持ち時間がなくなります。

○12番（笹渕賢吾君） すみません。それで、是非ですね、国とか県に声を上げていただきますよう、お願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） しっかりと承りました。近隣首長も、ほぼ同じようなお考えでいらっしゃると思いますので、協調してまいりたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） 以上で、笹渕議員の質問を終わります。
しばらく休憩します。午後は1時15分から行います。

休憩 午後12時16分

再開 午後1時15分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、豊後議員の発言を許します。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 皆さんこんにちは。4番議員の豊後でございます。お昼の1番目ということで大変眠い時間だろうと思いますけども、最後までお付き合いをよろしくお願い申し上げます。

3月11日、世界最大級の震災と東京電力福島第1原発事故が発生し、いまだ行方不明者2,561名がおられます。先日、やっと捜査が開始されたと報道がございました。一日も早く手がかかりが出てくることを願います。国家プロジェクトで26兆円の復興予算を投入しても、いまだ道筋が見えない現状と見受けまます。自然災害の脅威とコントロールできない原子力の怖さを、つくづく感じた次第です。

それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。

一つ目に公的機関における教育の現状と課題についてでございます。質問の趣旨としまして、学校教育現場で起きてはならない自死が起きたが、このようなことが二度と起きることのないように学校現場と教育委員会が連携し、十分な指導がなされるべきと思うが、いかにかお伺いをいたします。あとは、質問席にて質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 豊後議員の御質問にお答えしたいと思います。議員の御指摘のとおり、このような悲しい出来事が二度と起こさないようにアンテナを高くして、子どもたちの心の変化にいち早く気づき、その情報を学校・教育委員会がいち早くまた把握し、情報とその対応策を共

有して、保護者、地域の皆様方の御理解と御協力を得ながら誠実な対応にあたるなど、学校・教育委員会が一体となっていじめ差別事象等のない、子どもたちにとって楽しい有意義な学校生活を送れるように取り組んでまいりたいと思います。

第三者調査委員会から提言をいただきましたが、そのことに学び、平成26年3月に策定した町及び各学校でのいじめ防止基本方針や、いじめ対応マニュアルなどを更に見直し、いじめ防止対策会議やケース会議など、学校職員、教育委員会、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、また地域の方々の参加を得て、いじめに対する意識改革、危機管理向上と、いじめ防止、いじめ事象への対応策等について、学校、教育委員会が連携して二度とこのようなことが起きないように全力を尽してまいります。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 質問に入ります前に、我々議会議員、それから職員の皆様も町民のアンテナショップだということを肝に銘じていただきたいというふうに思います。なぜ、それを言うかと思いますとですね、いろんな情報が我々にも入ってきますし、また職員の皆さん方にも、そういう問題提起等が入ってくるんじゃないかなというふうに思いましたので、あえて申し上げます。

それでは、ただいま教育長から今の現状について説明がありましたが、再度質問をしたいと思います。まず、和水町の公的機関であります保育所及び小中学校においてですね、いじめや生活態度等を懸念することは起きていないかということをもまず1点、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 御質問の中に、保育所ということが1点ございましたけれども、保育所につきましては、ちょっと私のほうが把握しておりませんが、小中学校においての今年度、「こころのアンケート」を12月、1月、2月に取りました中で、「いじめされた」というような意見が25件ございました。これの中の、特に私達、保護者も交えて取り組んだ内容としまして、小学校で1件、それから中学校で3件の、計4件のいじめの対する対応をしてまいったところでございます。

あわせて、また小学校の学習内容等におきまして、なかなか落ち着かないで学習成果が進まないというような状況で、今1校の学校、それからもう一つ、計2校で複数の先生で対応している学級もあるようでございます。毎日、先生方が繰り返し、していただく中で、いじめの問題も保護者、それから本人、充分反省と同時に、また今後しないということの誓いを求めて、そして今子どもたちは楽しく学校に来ているようでございます。あわせて、先ほどの学習の中での生活態度等につきましても、複数の先生で対応していただいて、日に日に子ども達も落ち着いて授業等にもしっかり参加できている状況が今あるようでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

健康福祉課長 高岡悦雄君

○健康福祉課長（高岡悦雄君） ただいま豊後議員の保育所等におけるいじめ問題はなかったか、そういう案件はないかという御質問ですが、子ども同士のけんかとか、そういったのはありますが、今のところいじめの報告等は受けておりません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 今、保育所関係、それから小中学校についてのですね、小さいことからやはり気を付けていかないと、やっぱり大きな輪になってしまうと、收拾がつかなくなりますので、あえて取り上げました。これも一般の方の町民からのお声を直接、私の耳に入ったということで、今回一般質問をさせていただきました。やはりですね、これにはもっと大きな要因があるように私は思いますけども、小さな小競り合いの中でやるということは、やっぱり我々もですね、小中学校を卒業し高校まで行きましたけども、やっぱりその中には、いろんなことがありました。確かに、本当に学校に行きたくないというような時代も経験もしましたけれども、それがずっと尾を引きますと、いろんな社会人になってもいろんな弊害が出てくるのも事実でございます。やはりこれはですね、後ほど申し上げますが、常にやっぱり目配り、気配りをしながら子ども達の朝からの登校の態度、それから学校内での挙動的なことも、やっぱり先生方におかれましては、常に気配りをしていただきたいなというふうに思います。これは、今教育長、それから担当課長のほうから、しっかりと守っていくという言葉を書きましたので、これ以上は申し上げませんが、やはり私が今日出しましたことについては、さらに検証をしていただいて、先生達とともにですね、方向性をピシッと踏まえていっていただきたいというふうに思います。

それから、先程来から、今新聞報道あたりでやっております、教育現場でのミスが子どもの自死につながったということが今言われております。そこで、私達が今、和水町では複式学級、少数の子ども達の勉学の場がありますが、他県において、熊本市内そういったところでマンモス校と言われる学校がかなりございます。特に、私の知り得たところでは大津、菊陽あたりは、また学校を増築しないといけないような環境の中にあるということを聞いております。そういった中で、マンモス校はマンモス校なりの教員の配置があると思いますけれども、本当にそういったところで、先生方は子どもたちを十分な目配り等ができていけるのかなというふうに思いましたので、ちょっとお尋ねをいたします。特に少数である我々の学校が劣るとは一切思っておりませんし、それ以上にすばらしい先生達が指導なされておりますので、ちょっと気になりましたので、マンモス校と言われる学校が、どのような教育環境にあるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 豊後議員の御質問の中に、マンモス校ということで、町内ではマンモス校と言われる学校はございませんけれども、しかしマンモス校はすべて課題があるというような捉え方はできないと私は考えております。それぞれ、先生方の人数も確かに小規模校より多いこと、人的な配置、それとあわせてやっぱり授業時間数の持ち時間、こういうのも工夫してい

ただいております。それから県からの生徒指導等も合わせたそのサポート、そういうものも申請していただいている学校と同時に、あわせて、これは私たちが、学校の中と同時に地域の目、これが充実しているかどうかによって、大きくまた子どもの成長は変わってくるのではないかと捉えております。やっぱり地域を挙げてしっかりまとまっているところの子どもさんは、やはり良い方向にいとっていると私は考えております。親の生きざま、生き方、考え方が子ども達へ大きく影響しているのは事実でなかろうかと、私は思っているところでございます。そういうことで・・・ます。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） マンモス校についてはですね、それなりにその地域の方でいろんな指導方法があると思います。私達の和水町では複式学級がかなり多ございます。私が見た目で、私は複式学級であってもすばらしい内容の教育がなされていると確信をいたしております。特に先ほど申し上げましたが、特に子ども達の一举一動を常に見守りながら指導・教育をなされていると感じますが、この件につきまして、教育長はどういうふうな思いを持たれているのかをお聞かせください。

それとですね、実は私、東小学校の教育懇話会には出席をさせていただいておりますが、非常に少ない児童数の中で本当に甘えではございませんけれども、非常に成長ぶりが著しくたくましくなっているというふうに思います。特に今、小学校までかなりの時間をかけて登下校しております。そのへんでもすばらしい体力ができてんじゃないかなと思いますので、そのへんも踏まえて教育長の見解をいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 確かに、議員おっしゃるとおり、必ずしも複式学級であるから子どもの成長は阻害されるというわけではございません。本当に、これは子ども達同士が意外にもっと密接につながりを持ち、それから地域等のかかわりも非常に大きな要因として、または先生方の一所懸命な努力でしていただいて、確かに今現在和水町では六つの複式学級がございしますが、子ども達一所懸命頑張って、そして学年を追うたびに、それぞれの学年意識を持って行事、それから次の中学校へたくましく進学している様子を私も見させていただいております。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 教育長は各小学校のほうにも出向かれて、授業風景なり、また校長先生はじめ教頭先生はじめ、各担任の先生たちとの懇話会ではございませんけど、そういった会合というのは持たれておりますが、それとですね、複式学級が6学級あるということで、補助員という方が必ずついておられると思います。先ほど、担当から聞きましたところ、今6名と、東、西、南にそれぞれ2名ずつ配置をされておるとお聞きをいたしました。すべて女性の方ということで、ここで私が申し上げたいのは、一所懸命やっておられる、しかし、その方々の身分、それから仕

事を持つということで、賃金ですね、このへん、本当に県内の中でも高水準であるのか、または低水準であるのか。やはり対価というのは、その仕事量に応じて、対価というのは得られるわけですが、やはりどんなに教育熱心であってもですよ、やはり自分の生活が整わないと、本当に大変なことになります。特に私的なことは申しませんが、やはりある程度の身分保障と、それから賃金形態を、これはぴしっと取り決めをしていただいてそれなりの対価を払うべきじゃないかなと思いますので、賃金の格差について、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。それと6名の方が来られておりますが、どちらの方向から来られておるのか、そのへんもよければお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 今、複式学級等ですね、補助員等は6名ということはですね、議員のほうからもありましたけれども、賃金等につきましても、和水町のほうでは複式学級の補助員といたしまして、日額、教員資格を持っている方は8,000円でございます。資格を持っておられない方は6,820円というようなことでしております。他の市町等におきましては1万円、日額で1万円のところもございますし、月額で決められている市町もございます。それから、中にはアシスタントティーチャーというようなことで、雇用されている方、7時間程度の勤務ですけれど、7,100円という市もございます。そういうことでございますので、今のことから考えますと平均的ではなかろうかなというような思いを持っているところでございます。

それと同時に、どの地域あたりからおいでておられるかということで、複式学級の方には玉名市からも来ておいでいただいております。それから山鹿市、そういうところからも複式学級の補助員として勤務していただいている方も、そういう状況でございます。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 一日ということは8時間の就労ということですかね。

まず、学校におられる時間がおそらく8時半から5時までぐらいかなというふうに思いますが、私が先ほど聞いたのはですね、やっぱり玉名市、山鹿市、地元の方はいらっしやらないということかな。この8,000円がですね、本当に適切なのか、これには交通費とか含んで、すべてが8,000円なのか、やはり日数ですよ、ひと月間何日来られているのかということも、ちょっと知りたいので、そのへんまでお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 日額の中に、給料の中に交通費とか含まれているかという御質問がございましたけれども、これにつきましては、交通費につきましては通勤距離に応じて別途支給されているということでございます。それから勤務日数ですけれども、こちらの教育委員会の計画としましては、年間206日ということで、計画をしているところです。1日当たりの勤務時間ですけれども、これにつきましては7時間45分ということでお願いをしております、職員

の身分につきましては、臨時職員ということで位置づけております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 先ほど資格を持つことが条件ということがあったので、これは小学校課程の教職員の免許が要るということですかね。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 任用するにあたりまして、応募されてきた方が資格を持っておられる方、持っておられない方、両方ございます。

先ほど、教育長が申しましたのは資格有りの雇用の場合で、1日8,000円ということで、資格がない方も雇用いたしております。それで教職員免許を持っておられない方、その方については若干下がりますけれども、6,820円ということで雇用をいたしております。この賃金形態につきましては、平成27年度からの臨時職員、非常勤職員の賃金、報酬の見直しが全庁的に行われまして、この複式学級補助員につきましては、資格有りの方が300円26年度から減額、それから資格がない方、この方については、1日当たり180円の減額ということになっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 今、減額ということは今日初めて聞きましたけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） 質問の相手方に指名はされておませんが、答弁をお許しいただけますか。よろしいでしょうか。

その賃金につきましては、本町に町長部局に勤めてもらっている非常勤職員の皆さん、それから臨時職員の皆さん、それから病院にもいらっしゃいます。そことの均衡を図るということ、それから近隣市町も参考にしながら、基本的には本町にお勤めいただいていらっしゃる臨時職員さん、非常勤職員さんのレベルを合わせるという趣旨からお願いをしたものであります。ちなみに申し上げますと、今までの事務職の臨時職員さん、非常勤職員さんについては若干上げさせていただいて均衡を保つようなものに提案をしているものでございます。そして、御了解をいただいたというふうに承知をしております。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） ここはですね、確かに事務職が云々は言いません。ただ子どものサポートとしてやっておられるのに、じゃあ事務職レベルを上げて、こういった方々については下げると、実際、給料が下がると嫌な思いをするのは皆さん一緒だと思います。

先般、職員の皆さん方には、それなりの賃金体系の中で上がっておりますね。こういう中で

「レベルを合わせる」と、この「レベル」という言葉はですね、私は適切じゃないというように思います。これは賃金の格差はあって当たり前なんです。能力的、能力的というんじゃなくて、そこに携わる職種によって、これは自由に変更していいんじゃないでしょうか。やはり子ども達は、町の財産でもあります。そういう子ども達の一挙一動を一所懸命サポートしながらやっておられる、そこに賃金を下げます、レベルを合わせましたではですね、私はちょっと納得がいきません。このへんは、本当に教育現場の教育長、こういうことを臨時給与規定、そういった中の枠にはめるんじゃないくて、私、今ここに出してますけど、よその市町村ではですね、こちらのほうだけのちゃんとしたマニュアルをつくってきっちりと、そういう先生方を呼び込むだけの努力をされております。条例もつくってあります。やはりこれは、後でも申し上げたいのですが、こういう不祥事もあった中での、本当に教育を真剣に考えるならば、私はかなりの高額な、高額と言うと大変あれですが、やはり一所懸命やれるそういった方々を呼び込むためには、それなりの対価を必要とするんじゃないかなというふうに思います。

私達議員も、それなりの報酬を受けておりますけれども、やはりはたから見れば、いろいろ苦言も聞きます。やっぱりある程度の生活レベルの賃金形態をつくって、ちゃんとした条例のもとで応募する、それが私は一番必要じゃないかなと思いましたが、私は臨時給与規定の中での「レベルを合わせた」ということ自体については、非常に憤りを感じております。これはもう一回、見直しをしていただいて、本当に優秀な方々を招き入れるための方策として、私は考えていただきたいというふうに思います。時間もあれですので、今の件についてはですね、教育長、町長、お二方から決意をいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） レベルを合わせるということにつきまして、憤りを感じられましたことについては、お詫びを申し上げますが、他の職員との均衡を図ったというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 教育長と町長には後ほどお願いしたいんですが、均衡を図ると、総務課長、どのへんの目線で均衡を図るとおっしゃっているのか、再度お願いします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 高木洋一郎君

○総務課長（高木洋一郎君） ほかに、看護師さん、それから保健師さん、保育士、それと事務職とおります。保育士も幼児の指導等にも関わっておりますし、その人方は保育士の資格を持って勤務をしていただいております。その方たちとの均衡も保たなければなりませんし、それから保健師の方々の資格もお持ちの方もいらっしゃいます。そういう方々との均衡を保つということも必要ではなかろうかと、資格を持ってらっしゃる方につきましては、それなりの額ではなかろうかと私は感じているところでございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 総務課長の苦しい答弁だと思いますが、やはりね、このへんは確かにいろんな部署があります。だから私が先ほど言ったのは、そこそこの臨時給与規定をやはりもう少し広げてですよ、ピシッとした規定をつくり上げていただきたいというふうに思いましたので、今日は申し上げました。

最後に町長と教育長の今のそういった思いをちょっとお願いしたいと思いますが。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） はい、御提言ありがとうございます。確かに、この本町内の均衡を図るという意味では、もろもろ問題はあろうかと思います。ただこれは、別途としまして、中には他の自治体で県レベルに合わせておられるところがあります。そうすると、そこに集中してしまったりですね、また逆の弊害の面も出てまいりますので、そのへんも考え合わせまして、検討させていただきたいと思います。御提言として受け止めます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 豊後議員のおっしゃるようになりますね、確かに優秀な先生方、そういう方を私達の町に来ていただいて、働いていただく、それが本当に子ども達のためにも・・・ではないかと考えております。ただ賃金の問題にいたしましては、私達はやはりそういう財政の問題等もございまして、今の願いがすぐ叶うかどうかにつきましては、非常に厳しいところでございます。私達は是非お願いしたいということだけは、お願い申し上げていきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 今、町長と教育長からお答えをいただきましたけれども、やっぱりですね、検討をいたしますとか、そういった言葉を聞くんじゃないかと、よしやりましょうと、これは後で私述べますが、それに合わせてちょっと申し上げます。教育委員会として和水町の教育をどのような方向性を持ち、またロマンあふれる子ども達を指導していかれるのか、それと教育を和水町の重要課題として、取り組む姿勢、ビジョンをですね、最大テーマとして発信することも重要と思いますが、このへんの教育長の見解と今後の教育に関する思いをちょっとお願いしたいと思いますが。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 和水町の教育ということでございますけれども、これまでも和水町では、最終的には次世代を担う跡取りを築く子ども達を育てていきたいというのが大きな狙いがございます。必ずしもそれは、跡取りというのは地域に残るばかりではなく、いろんなところで活躍し、そしてまた地域を思って、そして頑張っていっていただく、そんな人材を育てていくこと

だろうと思います。そして和水町を育て発展していただく、そういう人材を育てていきたいと思っていますところでございます。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） どうも、教育長、ここがですね、今我々も一緒に検討をしておる小中学校の統廃合問題と絡めまして、本当にですね、先のビジョンを抱えながらやっていく、そういった言葉をちょっと私は聞きたかったんですが。

それと、まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから和水町人口ビジョン、道の駅等を拠点とした地域活性化計画、これが出されておりますが、これらの冊子にですね、教育を重要視した観点の記事がないように思いますけども、教育というのは、やっぱり子ども達が未来を背負って和水町を支える逸材でございます。教育長と町長におかれましては、本当に子ども達の今後の成長を期待する意味で、我々はこういう方向で子ども達の教育に携わっていきたいという思いが伝わるように、ちょっとお願いをしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 子ども達の教育ということは、能力面で言えば、先ほど教育長がお答えしました分と重なる点があるかと思えますけれども、環境という面につきましては、保育園の時も幼稚園の時も、小学校の時も中学校の時も、あるいは高校、大学と進んでも常に自分の居場所と存在感をちゃんと示せる子ども達を教育していく、育てていくということが大事だと思います。先ほど、まち・ひと・しごと等々の各事業と合わせて、どう考えていくかということでございすけれども、例えば観光の振興で人が集まる、あるいは交流人口が増加する、あるいは新しい事業がこの町に入ってきてくれる、それがすべていろんな、多面的な機能がありますけれども、子ども達の日常の生活、それから自分の考え方、それなりにすべて影響を与える、また子ども達がそこから何かを吸収する、子ども達にとってはそういう事業でありたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） これから21世紀、それから22世紀へかけて、子ども達は大きくたくましく育っていったきたいと思っております。そのためには、子ども達にやはり午前中もお話しさせていただきましたように、学力の面を支えるものとして、やはり心をしっかり鍛えていただきたいと思っております。それと同時にそれをもっと支える健康、体力、これを鍛えていただきたいというような機会をたくさん設けていきたいと考えております。子どもの小さい幼少のころは、やはりしつけ一つにしても大人が指示し、それを守り覚えていくのが学びでございすけれども、しかし、小学校中高学年から中学校、高校やがては自分自身で判断し、そしてそれを心の物差しとしてしっかりと生きていく力、そういうものを育てていかなければならないと思っております。そういう意味で、知・徳・体バランスの取れた力を、バランスの取れた生きる力を子ども達につけさせていきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 言葉じゃなくて、それを実践をしていただきたいというふうに思います。今まで私が申し上げたことは、あまり強くは言いませんけれども、これが前段にあった部分なんですよ。

私が最後に今、町長、それから教育長にお尋ねしたのは、やはり今後の子ども達の育成をピシッと目を見開いて考えておられるのかをちょっと確認したところです。こればかりやってますと、あと19分しかございませんので次に移りますが、実はもう1点だけ聞きたいのは、2点あります。

補助員の方々が各小学校間での交流があっておるのか、それと今、先ほど言いました学校まで徒歩で行かれる時の子ども達の体力の差ですね、スクールバスでの登校下校、それから今言います徒歩での登校下校の体力差がどういうふうなのが出ているのか、2点だけ簡潔によございますので、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 特に複式学級におきましては、小学校しかございませんので、小学校内での交流はしておるところでございます。

それから、スクールバスを利用することによって体力の影響は、というようなことは一般的に考えますと、やっぱり若干落ちるんではなかろうかと思っております。ただはっきりとしたデータは、私達は今持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） なかなか体力度というのはですね、私も懇話会出ました折、私の出た小学校を自慢するわけではござませんが、県下で2校です。東小学校が児童生徒の体力向上の充実推進に努められた優れた実践を通してということで表彰を受けております。これは県下で二つぐらいしかないというふうに伺っております。これは東小学校は連続して受けております。昔から東小学校は、走るのも早かったというのが定番でございましたが、年々と落ちておりますが、これは致し方ないかなというふうに思います。ただ、やっぱりこういった賞を頂けるということは、それだけやっぱり一所懸命、地域また学校の先生方が一つの輪になって頑張っておられる証拠かなと思いましたので、今日は御紹介をいたしました。

それと今、懸案であります学校統廃合について、ちょっと若干述べさせていただきたいと思います。

「万策つくたと思うな、自ら断崖絶壁の淵にたて、その時初めて新たなる風は必ず吹く」、これはちょっと引用させていただきましたけれども、この言葉を私は思い、今回菊水区域学校統廃合事業調査特別委員会を立ち上げました。いろんな局面があると思いますけれども、将来の基本となる学校教育の方向を見いだせるようにですね、年頭に置いて議論をしていきたいというふうに思います。全議員同じ思いの中で、今回そういう方向性をもつ大事な議論をしていきたいとい

うふうに思っております。これは余談でございますけれども、そういう熱い思いの中で、今日は学校問題について取り上げさせていただきました。

それでは、2点目の菊水ロマン館及び道の駅周辺の整備と地方創生との総合的な取り組みについてでございます。

まず1点目、ロマン館敷地内の芝生広場に子ども向けの遊具施設を望む声があるが、検討の余地はあると思いますので、お伺いをいたします。

また2点目に、全国的に人口減少が続く中、和水町において減少歯止め対策をどのように進めていかれるのか、2点についてお伺いをいたします。

時間が限られております。簡潔によろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 豊後議員の2番目の設問について御答弁を申し上げます。

まず、（1）でございます。簡潔にということでございますので、この御指摘は我々の今の思いと一致をいたしております。特にロマン館裏のカヌー館周辺の広場、ここについてはカヌー館ももちろん、それからバーベキュー、子ども達の遊び場と言いますか集う場所ということで今、カヌー館へのテナントさんも含めまして、具体的な検討に入っておるところでございます。是非、子ども達の思い切って自己発散できる場にしたいなというふうに考えておるところでございます。

それから2番目でございます。全国的に人口減少が続く中、和水町においての減少歯止め対策はということでございますけれども、御案内のように減少率が先般の新聞にも載りましたけれども、9%を超えて10%に届こうかということで、非常に位置的に市町村の中でも、減少率が高いという地域になっておるところでございます。この減少対策、和水町の人口ビジョン、それからまち・ひと・しごと総合戦略をベースとしまして、第一段階はにぎわいのある町を取り戻すための活性化に努めたいというふうに考えております。

順不同で大まかに申し上げますと、地域での安心を確保する、これらは例えば、公営交通網の整備による足の便の改善。それから2番目に移住定住促進のための雇用創造、あるいは事業誘致。3番目、観光客の増加と交流人口増加のための施策と情報発信ということで、プロモーションビデオ、あるいは道の駅の周辺の活性化、それから三加和温泉郷の活性化、田中城跡の整備促進、近隣市町との連携におきますと、菊池川流域の日本遺産登録、それからインバウンド対策を含みます観光客の誘致。それから玉名市が対象になりますけれども、定住自立圏構想の促進ということでございます。

あと、隣の山鹿市との連携、それから若い人向けの施策としましては、これも広域の目標になります婚活事業の充実、それから従来からの子育て支援策に厚みを増していく、それから農業の担い手、あるいは後継者の就農支援、それから民間との協力による活性化、例えば春富小学校の跡地に来ていただきます文化芸術養成機関、これは子ども達が一気に町にいるようになるということで、気持ちの上でもにぎわい、あるいは活性化を取り戻すことのできるチャンスではないかなというふうに考えるところでございます。

時間の関係もありますので、第1答弁として、これで終わらせていただきます。必要に応じまして担当課長の答弁をさせていただきます。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 坂本政明君

○商工観光課長（坂本政明君） ただいま豊後議員がおっしゃいましたとおり、ロマン館の芝生広場につきましては、検討の余地はあるということで考えております。ただ、現在キャンプ場を利用するカヌー部門につきましても、年々利用者数も増えておりますので、既存施設の有効活用と情報の発信とかサービスの向上、そのような形のソフト事業の推進を第一に考えていきたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） ソフトも大事ですが、やはりハードの面もやっぱりしていけないと目に見えない部分があるんですね。子ども達が来ても自分で持ってきた遊具で遊んで過ごしておるのが実情なんです。簡潔に何か設置しましょうと、それには補助がいっぱいついてるのがいっぱいあります。やっぱりこういうのをですね、文言たらたら述べるんじゃなくて、やりましょうと、いうぐらいの気構えでやっていただかないと、いつまでたっても実現はしないというふうに思います。

それと、もう時間ありませんので先いきますが、道の駅を拠点とした地域活性化計画、これをずっと読ませていただいておりますけれども、ここで今年度、菊水ロマン館の経営陣が刷新されました。その効果と結果が、今どのように進んでおるのか、その点1点だけちょっとお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 坂本政明君

○商工観光課長（坂本政明君） 新しくロマン館の新体制に変わったところでございますけれども、株式会社ロマン館につきましては、平成27年10月5日に役員会におきまして、代表取締役が交代され、新たな新社長が就任されたところでございます。

また、平成27年12月31日付けでの常務と館長の辞職に伴いまして、平成28年1月1日付けで顧問と新館長新たに就任されまして、現場の体制を一新されたところでございます。新しい新体制になりましてから、新しい体制で朝礼等の変更とか、お客様のあいさつの励行、社内ミーティング、売り場のレイアウトの変更と、またホームページとかフェイスブックの活用などを打ち出しているところでございます。

今後につきましては、内容的につきまして明確でわかりやすい経営理念を打ち出したということで、現在努めておられるところでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） この刷新の中で、これは目標でございますけれども、平成28年度まで「単年度黒字化を図る」というような文言も入っております。是非、それに向かって進めていただきたいというふうに思います。

今回、道の駅等を拠点とした地域活性化計画が提案されておりますが、長期ビジョンとして、「50年後のあこがれる田舎づくりを積極的に推進していくための指針となることを目的としておる」とあります。これは大事なことなんです。ここに松下幸之助氏の言葉の中に、「国家百年の大計がある」という言葉がございます。やはり一大プロジェクトを成し遂げるためにはですね、これほどの時間とプログラムが必要と感じます。これを5年、10年のスパンで成し遂げようという自体が、私にとっては非常に危惧するところです。やはり50年、100年のスパンを持ちながら、本当の意味で和水町が成長することを願っております。この中に、いろいろ書かれております。ただ、これが本当に50年スパンで実践できていくのか、一つ一つですね、これは菊水ロマン館その周辺というのが和水での玄関口になると私は確信をしております。やはりそこにはですね、今まで万世の里あたりに相当な費用、労力がつぎ込まれております。菊水ロマン館も一緒ですが、これを本当に今までの土台として立派な和水町の表玄関として生き残るためのプログラムがここにできておりますので、これに向かって町民一体となった取り組みをしていかないと、絵に描いた餅に終わってしまうんじゃないかなという危惧をします。

人口減少、県下では6番目の位置にあります。9.33%の減少率でございます。こういう中で、文言では簡単にこういうふうな仕組みをしながら人口増につなげます、活性化につなげますと、いうのはたやすいことかもしれませんが、実際、行動を起こしながら、やっぱり皆さん方の知恵を借りながら、大きな夢に向かって進むことも一つ大事なことというふうに思います。もう答弁は要りませんが、やはり私達がつくり上げた財産です。これを後世に残す。立派な実績のもとに残すというのが、我々に与えられた使命だというふうに感じておりますので、執行部の皆さん方、本当に町民の声を聞きながら、これを成し遂げることを念頭において頑張ってくださいというふうに思います。

今からできること、すぐできることをやはりみんなでやっていかないと、本当にペーパーの議論になってしまうというふうに思いますので、最後にちょっと嫌な言葉も使いましたが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉本和彰君） 以上で豊後議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時25分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高巢議員の発言を許します。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 皆さまこんにちは。8番議員の高巢でございます。今日は東日本大震災

が発生しまして丸5年が経過いたしました。いまだ2,561名の行方不明者の方を含め、2万1,000余名の方々が犠牲になっておられます。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々に対し、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興がなりますことを御祈念申し上げます。

それでは、質問を行います。質問は通告いたしております菊水区域学校統廃合事業設計業務委託等についてお伺いをいたします。質問の内容が先日の森議員さんの質問と重複いたしておりますが、別の角度からお尋ねをいたします。

まず、町長は選挙公報で「番城校舎建設を中止して中央小を活用し、速やかに複式学級を解消、大幅な経費削減を果たして、数々の事業費財源にさせていただきます」と力説述べておられます。その思いをかなえるために株式会社ライト設計へ業務委託されたと考えます。

そこで、お尋ねいたします。先般の議会報告会の中で町民から菊水区域の学校統合事業が紛糾している原因の一つに、株式会社ライト設計の招致問題が指摘されました。町がライト設計に要請した設計内容や安全性については、町民の疑問に答え、町民の理解を深めることが町長の責務であり義務であると考えますが、なぜ町長は、これまで株式会社ライト設計の招致を拒み続けられるのか、その真意をお伺いをいたします。

以下の質問につきましては、質問席より行います。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 高巢議員の御質問にお答えを申し上げます。菊水区域学校統廃合事業設計業務委託についてということでございます。

質問要旨の先般の議会報告会の中でも、町民から菊水地域の学校統合事業が紛糾している原因の一つに、株式会社ライト設計の招致問題が指摘されたと、町がライト設計に要請した設計内容や安全性については、町民の疑問に答え町民の理解を深めることが町長の責務であり義務であるとするが、なぜ町長は、これまでライト設計の招致を拒み続けるのか、その真意を問うという御質問でございます。

議員の御質問に第1回目のお答えをさせていただきます。議員のお言葉にもありましたけれども、あらかじめ御了解をいただきたいと思います。昨日の一般質問、ほぼ同じ内容の御質問がございました。したがって、第1回目の答弁につきましては、昨日の答弁と重なる部分が、ほぼ重なると思いますが、事前にお許しをいただければ幸いです。

議員御指摘の設計事業者の招致説明につきましては、27年3月の町民の皆様への事業説明会でも同じ内容の質疑がございました。当時、私の基本構想の中で、私としましては、最大21億円の事業予算と別途11億円の事業予算を提示させていただいたところでございました。したがって、大きなほうの21億円の事業設計を中心に説明を申し上げたところでございます。

議員御案内のように、本委託業者さんは実績、経歴ともに県内有数の設計事業者さんであり、その委託先が示した基本構想であれば、安心・安全性の確保については信頼できる構想であろうと、またその旨の書面も提示していただいております。基本構想から基本設計、

実施設計となるわけでございますけれども、その段階での説明招致は必要であるかと考えるところでもございますけれども、当時は、私の基本構想の中には21億円ということで、説明をさせていただいたところでございました。

以上が第1回目の答弁とさせていただきます、この後は、自席にてお答えをさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 再質問をさせていただきます。町長はトップの裁量権で、これについては出さないというようなこと、今回の裁量権は、これは町長の自身の都合じゃなかったかと、さらにまた権利、権力の乱用にしかならないと私は思います。これでは、我々議会、それから町民の理解は得られないというふうに思います。かえって疑惑を生んだんではないかというふうに思うところです。そのような中で、この2年間の混迷、空白を招いているところですけども、子ども不在の責任は、いかにあるかということでありますけれども、町長このへんはいかがお考えでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 子ども主体の事業が停滞といいますかですね、してるのはいかが思うか。あるいは、どういうことだろうかというような御質問だと受け止めました。

まず、この業者さんを招致しなかったということにつきましては、先般お答えしたとおり、私の構想の中で21億円の構想を提示させていただいておりましたので、この21億円についての御説明をさせていただいたということでございます。

あと、この事業の停滞を招いているということにつきましては、これはもう非常に子どもさん方には申し訳ないというようなことで考えておりますけれども、ただ私も民意というところがあります。したがって、その部分も重なりまして私自身の主張を続けさせていただいたということでもございました。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 民意も重なり、町長自身のお考えを貫いたということでございます。それはそれで町長としての考えでございますので結構かと思っておりますけれども、やはり主人公は子どもたちであるということを私たちは忘れちゃいかんと思います。一番基本はそこにあると思いますのでこれからもそのへんはしっかりと心して町長も図っていただきたいし、我々もそれで心していかないかんというふうに思うところでございます。

それでは次いきますが、26年の9月15日にライト設計に設計の整備計画の業務委託を締結されて、さらに昨年の1月19日に整備計画A案、B案というのが概算事業費の提示がございました。これについては議会の説明がございましたし、さらには3月の4日から7日にかけて住民説明会においての説明もございました。この中で議会の全協でもそうございましたけれども、

住民説明会の場合でも直接業者からの専門家ですね、説明を聞きたいというようなこと、要望がございましたけれども、町長はこのへんにつきましてはまったく無視をされたということ、設計内容の詳細説明、要望を無視する。この町長の行為はですね、町民、議会の知る権利を奪うという行為でございまして、私は承服できません。このへんについては町長いかがでしょうか。どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 基本構想という段階でございましたものですから、この金額で、こういう形で、この規模でということでお示しをして、そして次の段階の基本設計、実施設計の段階になりますと、工事の詳しい資料というのが決まりますし、また中身もしっかりと見えてまいります。したがって、基本構想の段階でございまして、基本構想の段階で業者さんと呼ぶということもいかなものか、あるいは事業をする場合に基本構想の中でお呼びするということになりますと、これが他の事業に波及することも考えられるという部分がございました。したがって、その際は招致については御同意ができなかったということでした。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 町長のお考えは基本構想だったから、そのへんは呼ばなかったということですが、やはり最初の段階で、やっぱりいろいろの意見を聞くと、不安点があればそのへんを聞いて質すということが私は一番基本的なことだし、一番大事なことであらうと思います。ある程度進んだ段階になりますと、そのへんは最初もって言うてもらっておけばよかったとか、こういうふうに話になるんじゃないでしょうか。やっぱり最初の段階で基本構想の段階であらゆる疑問点に答えていくというのが町長の使命であるし、姿勢じゃないかと思います。そのへんからしますと、このへんは町長はボタンのかけ違いをされたというふうに思うわけでございます。そういったことで、このへんにつきましてはですね、さらに今後のこともございます。しっかりと心していただきまして、当初からですね、やっぱりオープンで、ガラス張りでオープンでしていただきたいということをですね、これは特にお願いを要望をいたしておきます。

次にまいります、平成27年2月1日に全員協議会場で蒲池議員の質問で、長寿命化設計案がA案、B案のほかにあることは認めると公表はしない、出さないということで、このやり取りがございました。この時のことが「A案、B案のほかにあることは認めるも、公表しない出さない、それで理解してよろしいか」という問いに対しまして、町長は「はい」と答えておられます。学校整備計画策定委託料958万1,000円決算額では567万円でございますけれども、この税金がこれには税金を使ってやっておるわけですね、概算設計をしたことはですね。ということは概算設計でもう一つのあるということであれば、このへんも十分公表するのが町長としては義務であるし、これはオープンにしていくというのが、これは筋じゃないかということでございます。設計業者を招致は応えるべきじゃなかったかと思いますが、今町長はどのようなお考えでいらっしゃいますか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 確かにそういう御質問に対してお答えしたというのは記憶に残っております。その部分でございますけれども、それは一つの案ということではなくてですね、設計を進めていただく上での原案といいますか、そういう部分でございました。その中で、私自身は、その中でと言いますか、それをベースに21億あるいは11億の案で作成をしていただきました。したがって、私が選択したのはA案、B案ということでございましたものですから、なんと言いますか、その時も申し上げたかと思っておりますけれども、スケルトン方式ですね、これはここまでやる必要はないと自分でないと言いますか、そこまでやるというのは費用面でも工期的にも非常に困難な部分がございますものですから、これは選択しないというふうに自分で判断いたしました、それでそういうお答えになったわけでございます。

○議長（杉本和彰君） しばらく、休憩します。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時47分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 町長のほうでは21億と11億で策定したということ、それで進めたということだったかと思えます。このときにいつかの折に、これは町長の裁量権の範囲内だから、それを盾に公表しないと、また招致しないというようなことだったかと思えますが、町長そういうことでございますね、その時は、確かそうだったかと思えます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 裁量権をお認めいただきたいということでございました。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 裁量権と言われますと、なかなか我々もちょっと踏み込めない部分があるかなという思いもいたしますけれども、私、改めて裁量権とはと、広辞苑を昨日引っ張り出して見てみました。「自分の意見によって判断し、処理すること。法律で認められた行政権の一定の範囲内での判断あるいは行為の選択の自由。行政庁が自らの判断で法の解釈適用する裁量の余地のある行為。伝統的には法規裁量と自由裁量とがある」というように書いてございました。私もなるほどなというふうに思いましたけれども、確かに裁量権はございますけれども、先ほどから何回も言いますように、やっぱりこのへんは町民に対して常にオープンというのがですね、私は一番ことが何でもスムーズに、何でもかんでもということじゃございませんけれども、町民全体にやっぱり影響することでございますので、特にこういうことは裁量権もありますけれども、

オープンにされたがよかったんじゃないかというのが、今もそういう気持ちでございます。

次にいかしてもらいます。将来をですね、町長は就任されて、2年が経過いたしました。将来を担う子どもたちのためにですね、早く教育環境を整え、整備する必要があります。合併特例債、これは幸い東日本大震災で遅れることによりまして、長くなったわけですが、過疎債ともに32年まででございます。今年含めてあと5年しかありません。このへんのことを考えますとですね、当初の計画からしますと、物価も上がりまして、更に物価も高騰いたしております。更には消費税も増税につながっております。費用削減どころかですね、町、町民の負担は増大するばかりじゃないかと思います。町長が考えておられます費用削減の考え方、このへんについて伺いをいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 今もそうなのでありますけれども、既存の施設、これが利用できるものであれば利用する。これが1点でございました。

それから、2点目が今現在ですね、子どもの数、中学校も含めまして、等々も勘案しまして、当面は改修で現校舎を生かしながらですね、財政を保ちながら、状況を見守りながら進めていくというのも一つの方策じゃないか、むしろそれを選びたい。

それからもう一つは、場所的な問題ですね。この場所的な問題というのは決して危機感をあおるわけではありません。どうしても町の中心部、特に現在の菊水中学校との場所の比較になりますと、目の届かないところ、あるいは地域の住民とやや離れる、それから危機をあおるという意味での話でありますけれども、場所的な問題でですね、どうしても大規模災害の可能性。可能性を秘めているという場所は当初から避けられるものであれば、避けるのも一つの方法ではないかというのが1点。これは誤解しないでいただきたいと思います。それをあおるわけではありませんので。それらを含めまして、プラスの財源の縮小といいますか、低減を図りまして、冒頭、高巢議員が言われましたように、そこで元々の案との乖離の金額、これは他のところに使っていきたいというような考えでございました。

したがいまして、その分、健全な財政を残しながらいかなくてもいけないという考えもございました。そういう考えで改修という選択を選んだところでございます。

それからもう一つございました。菊水中学校にしましても、菊水中央小学校にしましても、菊水地区にとりましてですね、中学校の場合には前身の江田中が建設されるときに、多くの町民の皆さんが土地を無償で御提供いただいている場所であるということ。それから、これは両方の学校のグラウンドに通じますけれども、今はございませんけど、城北製絲から子どもさんたちがショウケで石炭殻を運んで、水はけのよいグラウンドに仕立て上げる。それこそ、その作業ばかりだったというふうに伺っておりまして、そのへんの思いというのが、しっかりしみ込んだ場所であると、それは地域の思いとして残すべきではないかというのが考えでございました。

○議長（杉本和彰君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 今、理由については、るる8項目ほどあげて説明をされましたけれども、既存の施設の利用ということで、今回中学校はそのまま、そして中央小に統合するんだということです。このへんについては、今提案をされておりますが、今のその状況にはないということ。当面は改修でしのぎたいということ。それでは、これは何回も町長にお聞きしましたけれども、まず町長はいつ、当面耐震をやらせてくれと、その後考えましようとおっしゃるけれども、その後はどのような形でいつ頃まで、ということをお聞きしても、なかなかそのへんのお答えが全くと。我々は、それでは判断のしようがないというのが、私たちの気持ちなんです。そのへんは、やっぱり町長として、私はいつ頃までにこういう形でということ、統合されるなら、そのへんのいうならば道筋といいますか、考え方を示しになる。これはトップリーダーとして行政の長として当然のことだと思います。

それから非常に場所が、危険がちょっとあるということですが、このへんについては何が危険なのか、危険はどこでもやっぱり危険はあるんじゃないでしょうか。あそこだけが危険であるということはいえないと思います。このへんがちょっと、このへんを・・・ると時間的に長くなりますから、ちょっと割愛しますが、「人の目が届かない」と町長はおっしゃいましたけれども、そのへんについてはいろいろな方法も、例えばセキュリティー対策をしっかりとすればですね、対応できる部分も十分あるんじゃないかと思います。

それから大規模災害の可能性。これは何を具体的にどういうことなのか、ちょっとわかりませんが、果たして何が大規模災害の可能性があるのか、ちょっと私は全くここは理解できません。これはいつかも出ましたが、あそこの開発行為につきましては、やはり相当の設計書の審査から、あらゆる点の審査をした上で開発行為はなされておりますので、全くそのへんには心配ないというふうに私は思っております。担当課長の答弁もそうだったかと思います。

それから財源ですか、財源の余った、とにかく節約して事業費をできるだけ小さくして、そして余ったやつをほかのやつに使おうと、このへんについてはわからんわけではございませんけれども。しかし、果たしてそれが将来的に有利なのかどうか、そのへんを具体的に、じゃあこうなりますという数字がありますなら出していただかないと、ただ口頭だけで言ってもなかなかそのへんは誰でも理解できないんじゃないでしょうか。そうやつかあれば、これはいつか機会を全協あたりでも出していただきたい。町民の皆さんにも示していただきたいと思います。

それから中学校、小学校。旧学校建設時代ですね、当時親御さんたちが勤労奉仕をしてグラウンドの整備をされた。これは私も覚えております。小学校時代、私の西小学校のグラウンドの拡張なり、そういったときは、ちょうど今頃は冬中、PTAの役員さん、親たちが来ましてグラウンドの整備に汗を流しておったのを覚えております。これは何もその中学校とか小学校だけじゃなくて、これはどこの学校でもそういうことはあつとったんじゃないでしょうか。それから石炭殻を入れたということですが、これは私も覚えております。実際私もそれをやったやつが、かすかに覚えてるような感じがいたします。このへんについてもですね、私たちも生徒自らが草取りやり、あそこは非常に水はけがあんまりよくなかったから、石炭殻かなんか入れたんじゃないかと思いますけれども、そういう記憶がかすかにございます。これはそういった作業があつてで

すね、これは当時の親たち、PTAの役員さん、先生方、生徒も一緒になってですね、これはやったんじゃないかと思います。

そういったことございまして、今申し上げたようなこと、町長も思いはわかりますけれども、一つ一つ考えてみますと、どうかなというふうな思いがするわけでございます。要はですね、町長、総事業費の合計での比較では駄目だと思います。要は事業内容、やっぱり安全・安心、そしてどれぐらいもてるのかという耐用年数なり、そしてメンテナンスに幾らくらい金がかかるのかというようなこと、総合的な判断を行いましてですね、その事業に対しての将来にわたっての実質町が結局事業する上では補助金もあります、交付金もございまして、そういったやつを差し引いて実質町が最終的に幾ら負担をせにやいかんかというのがポイントだと思います。そこで判断はだすべきじゃないか、そら事業費は大きかっても補助金、交付金が大きければ町の負担は小さくなるかもしれませんし、それと耐用年数も長くなるかもしれんし、そういったことをいろいろ勘案して、比較・検討もやってみんとわからんでしょう。私はそう思います。ですから要はですね、大事なのは今申し上げましたように、最終的に町が自分の町の金庫から幾ら金を出すかということじゃないかと思います。御検討をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私が述べさせていただいた理由の中で、そらわからんぞというのが二、三ございましたので、そこについて時間を取らないように御説明申し上げたいと思います。

大規模災害の可能性というのは、切り土、盛り土で造成されておりますけれども、どうしても数年間というのは、特に数年間というのは危険がございます。どういう危険かといいますと、広島でですね、山すべりの大規模が起きたときに、やっぱり県営の団地といいますか、住宅がありましてですね、そこもしっかり県の規定にしたがつてつくられた造成地でありましたけれども、それもいっぺんにもっていかれたということで、同じ災害にしても大規模災害の可能性があると。大きな災害を回避するためには、回避できるものであれば回避しといたほうがいいんじゃないかと、そういう意味でございます。決して造成が悪かったとか申し上げてるんじゃないでですね、そういう可能性も考えなくちゃいかんということを申し上げたことでございます。

それから、安全・安心、耐用年数、持ち出しが最終幾らになるのかというようなこと、それは私自身も考えます。しかし、補助金の部分は別としましてですね、町債ということになると70%、75%の交付税措置はありますけれども、言葉は悪いですけども、借金に変わりはないと、公債費率も高まってくる、どうしても町の財政はそれに引っ張られてくるということになりますので、そういう意味での総事業費もしっかり考えていかなくちゃいかんと、というようなことございました。

話を戻しますと、今回議会におきましても、特別委員会を設置してもろもろ御検討をいただくということでございます。また議員さん同士の御議論もございますかと思いますが。議員のおっしゃいました最終どうなるんだというような部分も含めてですね、昨日議員さんの質問のところで、私も毎回とは決して申しませんけれども、こういうお話をさせていただく場をいただければとい

うようなことも申し上げました。今の高巢議員のお話も含めましてですね、そういう場をもたせていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） 大規模災害の可能性については切り土、盛り土ということで、町長大変ご心配だということでございますが。ただ、広島あの土砂災害のところと、私はここは全く地理的条件が違ふと思います。あれは山の全く急なところに宅地造成が永遠と続いてる、山の上まで、そういう状況でございますので、地形的には全く私は違ふんじゃないかと思います。

それから起債のことなんですが、合併特例債とかそういったやつでございますが、玉名市ですね、実は私、今日持ってきて町長に見せたいと思いましたがけれども、玉名市の広報誌を見ましたところ、今、玉名市は合併特例債を使ってやっているんだと、インフラの整備をやっていると。合併特例債とはどういうものかというのをですね、広報誌で詳しく説明してございました。非常にわかりやすく。なんで合併特例債を使うのか、将来の子どもたちに迷惑をかけないように、これを使って今のうちに事業をやるんだと、平成32年度までに計画を進めてまいりたいということをする説明してございました。これは非常にわかりやすいなと思いましたが、今日持ってきて、ちょっと町長にお見せしようかと思いましたがけれども、忘れましたが。そういったことで、このへんは考え方だと思いますけれども、私は合併特例債はあとで交付金措置がございますので、これは使わない手はないと思います。こんないいやつはないと思いますけれども、残されたあと5年間、最大限に活用すべきだと思うところでございます。

それから、議会の特別委員会の立ち上げ、立ち上がったばかりでございますので、これから検討がなされますので、このへんについては我々も一生懸命やっていきたいというふうに思うところでございます。

ちょっと時間がございませんので、次にいかせてもらいます。

次はですね、昨年6月12日、議会の全員協議会の折にですね、耐震度調査についての資料をいただきまして、その説明があったところでございます。耐震度調査についてというような資料。全協の6月12日の全協の資料ですけど。この中で耐震度、なかなかわかるようでわからんところが私でございますけれども、耐震度調査を平成19年に実施してあるわけですね。調査後既に9年経つとるわけですが、耐震度は9年前と今は変わりはないのかどうなのか、そのへんはどんなんでしょうか。お尋ねします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 前提を申し上げますと、中央小学校のほうはですね、改めてやらせていただきました。それでクリアになっております。

それから菊水中学校のほうも、19年当時、5,000でございましてけれども、4,500になりまして、今の基準をオーバーをいたしております。したがって、昨日も同じ話になりましたけれども、改修あるいは耐震の補強をやることによりましてですね、耐震度も上がってくるというふうに思

っております。これは昨日も可能性の問題だというやり取りになりましたけども、上がってくると、業者の見たてもそのようでございます。

○議長（杉本和彰君）

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） 耐震改修工事をすれば耐力度も当然上がってくるということで理解してよろしいわけですね。はい。

町長の提案はですね、町長は常日頃から耐震改修だけはさせてもらいたいと、させてくれと、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、その後は、またいろいろ統合については考えたいというようなことをおっしゃっておられます。今、耐震改修イコール耐力度は上がるということですよ。そういうことだということでしたので、例えば、耐震工事で耐力度も上がると、もしもですよ、仮定です。もしも中央小学校を耐震改修したあとに、何年か後に統合小学校を建てるというようなことがあったときにですね、この事業費の補助金、これは耐震改修のときも補助金が出るでしょうから、そうすると、この次においても補助金請求なり、交付金請求といいますか、そういう財政的な裏付けをぴしゃっとやって、申請をして事業認可をいただくわけですから、そのような形になろうかと思えます。そうした場合、無駄になりますよねどっちか。これはそういうことになると、補助金の返納とかということに私はなるんじゃないかなと思いますけれども、具体的には数字を使っていろいろ話を聞いたほうがわかりやすいと思いますけれども、一般論としてそういうふうに私は理解するところですけども、このへんはどのような形になるでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） これは議事録の関係がありますので、間違ったお答えをするといけませんので、私の現在の認識ということでお受け止めいただきたいんですけども、学校統合の場合の新築ということになりますと、また特例債の範囲であるというふうに理解をいたしておるところでございます。この部分については、再度確認をいたしまして御提示を申し上げます。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） ただいまの御質問は、現在の施設耐震化の工事をした後に、今度統合小学校をつくると、新築するといったような場合の補助金等の取り扱いについての御質問かというふうにとらえております。そういったことを前提といたしますならば、耐震化は耐震化ということでありまして、小学校につきましては統合ということの事業になりますので、小学校の場合は、小学校の統合新設ということで補助金の対象にはなるということで認識していただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） 統合の時には補助金の対象になるということですが、その前に耐震改修

をやった場合、そのへんはどうなりますか。そちらの補助金ももらって、そして統合のときのあれももらえるということで理解してよろしいですか。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 吉田 収君

○学校教育課長（吉田 収君） 耐震化にかかった費用、それにそれを補助金対象として事業を実施すると、そのあと統合小学校をつくりますといった場合に、耐震化の分の補助金の取り扱いの御質問かというふうに思います。これにつきましてはですね、補助金をもらった分について、有償で譲渡した場合とか取り壊した場合には、当然返還が発生してまいります。ただ、無償で貸し出したりとか、そういった場合には補助金返還の発生はないということになってまいります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） ありがとうございます。いずれにしても、このへんについては具体的な例示がありますと、非常にわかりやすいかなと、例えばいくつかのパターンが想定されると思いますね、仮に。であるならばそれを基にしてですね、ぜひ一回、議会の全協でもですね、詳しく説明をしていただきたいと思います。これは要望しておきます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。とにかく一日も早く、やっぱり子どもたちのために、私たちは整備を進めていくということが一番基本的なことじゃないかと考えますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（杉本和彰君） 以上で、高巢議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時19分

再開 午後 3 時35分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、小山議員の発言を許します。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 改めまして皆さんこんにちは。7 番議員の小山でございます。まずもって本日最後まで傍聴いただいております町民の皆様に、大変高いところからではございますが、衷心より厚く御礼を申し上げます。2 日間の日程で開催されました、3 月定例会一般質問も本日最後の質問者となりました。

ただいまから先に通告しておりました通告書に従って、一般質問を行いますので執行部におかれては、要点を簡潔明瞭に答弁をいただきますよう、まずもってお願いをしておきます。

さて、先ほどこの議場におきまして、全員で黙とうをささげましたが、くしくも今からちょうど5 年前の今日、東北三陸沖を震源とする東日本大震災が勃発して丸5 年を迎えております。現在、岩手、宮城、福島3 県の30市町村を超える被災地で、前例のない空前の大規模復興事業が推

し進められておりますが、その復興現状は防潮堤ひとつとってみてもいまだ完成率は14%止まりということで、大変難航している様子が新聞・テレビで報道されておりますが、震災から丸5年目の今日、被災されました多くの方々の計り知れない御苦勞に対しまして、改めて心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興の実現がかないますよう願わずにはられません。

それでは早速でございますが、これから一般質問に入らせていただきます。

質問事項は、和水町まちづくり総合計画実施計画書について、次の4点について質問いたします。

まず1点目でございますが、行政の設計書ともいうべき和水町まちづくり総合計画実施計画書、平成27年度版が今もって議会に提示されることなく、事業の執行が行われてきたこと自体、地方行財政運営上、適性を欠く異常事態であり、極めて議会軽視のそしりは免れないと思いますが、この実態を行財政執行責任者としての町長の責任の所在について伺いたいと思います。

次に2点目でございますが、実施計画書は、まちづくり総合計画に示す根幹的事業の実施内容を明らかにするもので、毎年度の予算編成の方針の基礎を示す最も重要な計画書であるにもかかわらず、議会への説明がないまま時間だけが動いておりますが、平成27年度以降3カ年の学校統廃合事業計画はどうか、現状では知る由もありませんが、とにかく町長の思い描いている学校統廃合事業計画のシナリオをここで明確に示してもらいたいと思います。

次3点目でございますが、昨年12月の定例議会で、合併特例債の発行可能期間が延長されたのに伴い、その中の財政計画の年度別歳入歳出変更額の中で、平成27年度以降の菊水区域学校統廃合事業関連の予測額はどうか。また、まちづくり総合計画実施計画との整合性についてもお伺いしたいと思います。

次4点目でございますが、実施計画、これは文化振興部門の中で、国指定史跡田中城跡保存整備事業の現在までの進捗状況と今後の計画について伺いたいと思います。

以上4点につきまして、それぞれ伺いますので、明快な答弁をお願いをいたしまして最初の質問といたします。

○議長（杉本和彰君） 執行部の答弁を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 小山議員の御質問についてお答えを申し上げます。まず冒頭、御指摘のとおり、まちづくり総合計画実施計画書の27年度版がいまだもって議会、あるいは議員各位に提示ができてないということにつきましては、これは弁解の余地もございません。後ほど、考え方はお話を申し上げますけれども、とにかくにも御提示をしてなかったということにつきましては、質問者の小山議員をはじめ、議会議員の皆様に深く陳謝を申し上げます。陳謝に引き継ぎましてですね、お答えを申し上げたいと思います。

まず1番の行政の設計書ともいうべき和水町まちづくり総合計画実施計画書27年度版が、今もって議会に提示されることなく事業の執行が行われてきたことは、地方行財政運営上適性を欠く異常事態であり、極めて議会軽視のそしりは免れないと思うが、行財政執行責任者としての町長の責任について伺う、ということでございます。冒頭陳謝をさせていただきましたけれども、ま

さに御指摘のとおりでございます。弁明の余地はございません。これにつきまして、簡略考え、私自体の考え方というのを述べさせていただきます。

合併にあたり策定されましたのが、新町建設計画でございます。三加和、菊水の2町の合併後の新町建設を推進していくための基本方針が示されておりますもので、2町の速やかな一体化の促進と新町のまちづくりを推進するための総合的な事業と財政の計画が作成されております。

また、合併後に今後のまちづくりの基本的な理念や方向性、目標である基本構想をおおむね10年程度になろうかと思いますが、長期的な視点で示したまちづくり総合計画を策定いたしております。基本構想として策定いたしております事項が、すべての人が安心して暮らせる町。活力とにぎわいのある町。自然と共生する環境にやさしい町。安全で快適に暮らせる町。明日を拓く人材が育つ町。分権社会に対応する自立した町。最後にユニバーサルデザインの推進。以上の7項目が施策の基本目標として作成してございます。この基本目標の土台となります基本構想については、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を頂戴する事項と定められているかと思ひます。

そして、この基本構想に基づき実施する具体的な施策をおおむね5年程度の中期的な視点で示したものが基本計画であろうかと認識をしております。前期及び後期で構成されているかと思ひます。実施計画では基本計画に示された目的を達成するために、必要な事業の実施内容を明らかにし、年度別に定める事業計画と事業を実施するのに必要な経費、事業費ですね、を計上した財政計画で構成されております。折、短期的3年の基本的にはローリングになっておるかと思ひますけれども、な視点で作成されるものでございます。このようなことで上位の順に新町建設計画、和水町まちづくり総合計画、和水町の前期ですね、和水町まちづくり総合計画の後期に沿って行政運営を進めてまいっておるところでございます。したがいまして、冒頭の3年の実施計画につきまして、ここで必要になるんですが、議会への御提示をしていなかった、決して議会の軽視するということではございませんけれども、私の認識不足もございまして、こういう事態となりまして誠に申し訳なく感じておるところでございます。何が原因であったかといいますと、実施計画におきましては、具体的に本町の重要要件である、特に学校統合ですね、学校統合事業について前年度の26年度に事業方針と事業費を確定し、27年度、本年度早々に議会に対し、報告すべきであったことでありますけれども、これが抜けておったと。いうことで深く反省をいたしたいというふうに思ひます。

それから2番目は。

（「ちょっとよかですか。2点目からですね、よければ、質問の内容についての復唱はいりませんので、答弁だけ…。」）

わかりました。2番については、学校統合事業計画はどう盛り込まれるのかということになるかと思ひます。これについて口早に申し上げます。

私が改修による統合、それに耐震工事を先に先行していただきたいということを提案申し上げました時点でございますけれども、28年度につり天井を含めた耐震工事をさせていただきたいと思っております。これが工事費ベースで1億7,800万。それから29年度に、今度は統合に向けた必

要な主に躯体部分の整備をさせていただく、これが5億3,600万程度を考えておりました。ここで二通りございまして、29年度に完成し、30年度の4月に合併をして、その後30年度に強化ガラスでありますとか、ユニバーサルデザインでございまして、空調でございまして、そういう附帯の改修工事ですね、2億6,200万程度かかるかと思込んでおりました。二通りといたしますのは、30年4月に開校して、そののちにこれをやるか。あるいは30年度に完成してから31年の4月に開校するか。そういうスケジュール案をもっておったところでございます。今なお、これは期間的に非常に難しくなっておりますけれども、流れとしてはそういう流れですね。トータルで12億2,900万ぐらい。13億かかるかなということの計画でもっておりました。ただ、いかにせん決して職員をかばうわけではありませんけれども、私の力不足もございまして、この時点で耐震ができるのか、改修工事で統合ができるのか、このへんが確定しておりませんでしたものですから、職員もこのへんの盛り込みができなかったということであろうというふうに考えております。

それから3番目の答弁になりますけれども、整合性、実施計画とまちづくり総合計画の整合性ということでございますけれども、新町建設計画では当初から公共施設の適正配置と整備におきまして、新たな公共施設の整備にあたっては財政事情を考慮しながら、事業の費用対効果を十分議論しながら、既設施設の有効活用を図り、効率的な整備を図るということで示しております。昨年12月の変更におきまして、計画期間、それから計画金額の変更に伴い、整合を図る部分を主要指標と財政計画を見直しておりますが、先ほど申しましたような事情がありまして、教育施設等の建設が含まれておりません。和水町まちづくり総合計画においては、基本目標の明日を拓く人材が育つ町、教育文化の部分ですね、におきまして学校施設の整備充実の中で、校舎等の耐震調査の結果を踏まえ、補強が必要な施設については適時改修を図ります。と記しておりまして、学校統合し新設校を建設するというよりも、むしろ改修ということを選択させていただいておるところでございます。いずれにしても実施計画が御提示が抜けておりましたことに間違いはございません。何度も重なりますけれども、お詫びを申し上げます。

それから4番目の文化振興部門の中での、国指定史跡田中城跡保存整備事業ということでございますが、これは社会教育の担当課で県の文化課とも共同しながら進めておりましたけれども、圃場整備等々が御案内のようにずれ込みもございましたものですから、ちょっとスケジュール的に遅れておりますけれども、この部分につきましては担当課より説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1回目の答弁といたしまして、お詫びとともに申し上げます。あとは自席でお答えをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま、平成27年度版の実施計画書が議会に示されなかったことにつきまして、町長から答弁がございました。御案内のとおり既に合併いたしましたから10年が経ちますが、まちづくりの計画書が議会に報告がなされなかったことは、今回が初めてでございます。

そこで改めて、これは私から勝手なお願いでございますが、まちづくりの担当課長へお聞きしますが、なぜ平成27年度版だけが策定されなかったのか、その理由を伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） まちづくり総合計画は、御承知のとおり、19年から20年計画、29年総合計画がありまして、後期の計画が25年から29年まで計画がされております。実施計画におきましては26年度から28年度までの計画が作成されております。その後27年、28年、29年、最終年度の3カ年の実施計画を作成しなければならないということでありましたけれども、各課からの事業規模等を寄せるのに学校建設の予算等におきまして、それが盛り込めなかったというのが1点あるようでございます。それと、ほかの計画におきましても新町計画、まち・ひと・しごとの総合戦略の計画のほうで事業の計画を進めているというところでございます。本来ならば27年、28年、29年作成をしなければいけなかったんですけれども、そこが抜けていたということでお詫びいたします。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま課長から答弁がありました。この行政の設計書、あるいは仕様ともいえるこの実施計画書はですね、課長も御存じのとおりこれまで社会情勢の変化や行財政状況などの動向によりまして、毎年計画の見直しをローリング方式で積み重ねてきた経過があるわけです。それは重々御存じだと思います。その中で取りまとめができなかったと、その理由には学校統合問題の関係で、それを盛り込めなかったというはっきりした理由を提示していただきましたけれども、ただ計画としては当然上げなければならなかったわけです。そこだけを空白にしていること自体がですね、おかしいわけです。だから、このことを私が一応取り上げて、今お願いをしとるわけでございます。そのへんのことにつきまして、担当課長、今後二度とこういうことがないようにですね、ぜひそのへんはひとつ猛省を促したいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 課長というお言葉でございますけれども、これは一意に私の不徳でございます。まず私のほうからお詫びを申し上げます。28年度以降はかかる事態のないように、しっかりと務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。続いて課長がお答えいたします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 池本文雄君

○まちづくり推進課長（池本文雄君） 本当に大切な町の実施計画書を27年度、空白期間がローリングをしてでもですね、その計画書をあげなければいけないということは十分承知しております。今後はですね、そういうことがないようにやっていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） 酷な言い方ではございますが、町長からの指示はなかったということですね。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 本人は答えづらいと思いますので、私が指示を抜かしておりました。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ここで、現在進行しておりますまちづくり総合計画について確認しておきたいと思いますが、先ほど町長からも、それから課長からも一応説明がありましたけれども、現在、平成20年から29年度までの10年間の基本構想があります。ご案内のとおり。その基本構想のもとに前期5年、後期5年の基本計画がありまして、今私が指摘しております実施計画書3カ年計画が、毎年これは事業の見直しを行いながらローリングをかけてまちづくり計画を進めていくと。その27年度版がでていなかったと。この3カ年計画が抜けおちていたということでございます。そのことを今指摘しておるわけですが、とにかく27年度版ができていれば何も問題はなかったわけでございますが、肝心なこの大事な時期にですね、その年度だけがすり落ちていたと、通常これは考えられないことでございます。

今後、再度お願いいたしますが、仕事に緊張感と責任感をもって、町民に迷惑をかけないようにですね、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次のところに入りたいと思います。2点目に入ります。

先ほど町長のほうから一応、学校統合の今後のシナリオにつきまして、3カ年の方向付けをしていただきましたので、これで大体中身がわかりました。これがみんな待ったわけです。この中身をですね。だから今日あえて学校統合のシナリオを明確にしてもらいたいという質問を今しているわけでございますが、結局まちづくりの総合計画や実施計画書がなんのためにあるかということですよ。これは深く認識をしていただきたいと思います。とにかく年度別の計画スケジュールがひとつの元になっていきますので、よろしくそのへんはお願いしたいと思います。再認識のために今申し上げたわけでございますが、特に懸案となっております学校統合問題に限って言わせていただくなれば、同じことになるかもしれませんが、計画そのものが結局非常にこれは重要なウエイトがあります。結局、町長の学校統廃合事業に対する基本姿勢が一番に示されなければならないわけです。その実施計画書が漏れていたと。とにかく我々議会はですね、そのことが手元にありませんもんですから、何を判断し、何を根拠にチェックしていったらいいのかわからないわけです。非常にその点、私たちも、もうそろそろ出るのかなというような思いで待ったわけですが、とうとう出なかったというのが実態でございます。とにかく計画を立てるとするならば、段階を追って作業を進めるわけでございますけれども、これは十分な当初から…はないと思います。あくまでも結局これは計画でございますから。もちろん議会との折衝は当然必要でございます。そういった経過を踏まえながら、計画を立てていくわけでございます。

が、さっきから言ってますが最低限の処方箋は示しておくべきだと、これは町長に強く申し上げたいと思いますが、町長、答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御指摘の段、心して今後対処いたしたいというふうに思います。何度も繰り返しになりますけれども、この計画自体は出来上がっておったんですけれども、お示しができませんで申し訳ございませんでした。今後注意いたします。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） くどいようですが、確認の意味で町長に質問いたしますが、平成26年度版の先ほど課長から示されました実施計画書によれば、学校統廃合事業は、まちづくり総合計画に基づく、最重点的施策ということで一応位置づけをなされとったわけですが、当然。平成27年度と平成28年度までは、その中では空欄で処理してあるという、この実態です。とにかく町長就任直後の年度でありましたから、町長としましては町長公約を実行する上ですね、これは当然計画を載せておかねばならないと、非常に大事なですね、やっぱりこれはポイントになっと思ったと思いますけれども、平成27年度版が出ていなかったと、その時点で町長は、とにかくそこまで頭が回らなかったんじゃないかなろうかと、私は今想定するわけでございますが、同じことの繰り返しになりますけれども、今後、本当に二度とこういうことがないようにぜひともお願い申し上げたいと思います。

それから、2 番目の質問の最後の質問にしたいと思いますが、今まで実施計画書の重要性と、その重みにつきまして、私なりに意見を述べさせていただきましたけれども、行政執行の長としてですね、まちづくり総合計画そのものの意義と、実施計画の今後のあり方につきまして、もう一度、町長はどのように受け止めておられるのか、確認のために町長、答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 実施計画というものにつきましては、向こう3年間の暦みたいなもんだと、行政のスケジュール表、自分自身で把握しておかなくては本来はいけないというふうに、今回を通じまして、強く感じました。

それから、伴います財政については、家計簿の給料の割り振りみたいなもんだと、これがなければどう使われるかわからんよということであろうかと、例えが悪いかもわかりませんが、そういうふうに理解をいたしました。

今後、心して努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） それでは、3 点目に入ります。先ほど新町建設計画のことにつきまして、町長のほうから、この整合性、実施設計との整合性についても答弁がございましたが、新町建設

計画の一部変更に伴います財政計画とまちづくり総合計画、それから実施計画との整合性、このへんの答弁につきましては、理解できましたが、御案内のとおり、新町建設計画は平成18年から平成32年までの15年間となっております。そこで、特色ある学校づくりの推進に関する財政計画の中で、27年度以降の学校建設にかかる事業費等の予測額等について伺ったわけでございますが、特に今回の財政計画の変更後は、国・県の支援が削除されておりますので、今後の学校統廃合事業にどのような影響を及ぼすものと思われますか、今の所見をお述べいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 新事業という表現をさせていただきますならば、学校統合の新学校統合ということで、表現をさせていただきますならば、方針が決まったあと、即座に補助金等々のお願いと、それから折衝に力を尽くさなければいけないというふうに考えております。そうなりました場合は、また議員さん方のお力添えもよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、昨日から述べておりますように、学校統合の特別委員会も設置されております。そのへんとの兼ね合い、協議も進めながら事業計画についても、また補助金、起債等々についても進めていかなくちゃいけないというふうに考えるところでございます。つけても、先ほどのスケジュール表というのは、スケジュール表といいますか、実施計画というのは重要になってまいりますので、このへんを考え合わせまして、進めてまいりたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 3点目の最後に関連して、もう1点だけ伺いたいと思います。

学校統廃合事業につきまして、昨日の一般質問に対する町長の答弁を要約させていただきましたならば、今後の進め方としては、先ほど3カ年計画のスケジュールを出されましたけれども、耐震改修でリニューアルして統合したいとの答弁がっております。

もし、耐震改修を行った場合ですね、文科省の基準でいくならば、20年後にはまた新たに校舎を建設しなければならないと思われるわけでございますが、そうなればですね、町の財政状況そのものが破たんを招くおそれがあるんじゃないだろうかと、そういうことも憂慮するわけでございます。その場合、新設校舎につきましては、あ、失礼しました。特に新設の場合と耐震改修の場合の国庫補助率ですね、この国庫補助率の現状につきまして、これは学校課のほうから、ちょっとこれは伺ってございましたけれども、新設の場合が補助率は55%、それから改修の場合が33%と伺っております。これは間違いのないと思いますが。結局ここの総合的にですね、新設、それから改修を総合的に判断した場合、どうみましてもですね、やはり新設計画のほうの方が有利だと私は判断をするわけです。財政的に有利ではないかと、ほとんど新設も改修も予算的には変わらないと、そういうふうな私は私なりの試算をしているわけでございますが、実際財政課あるいは担当課としての今後の方向づけにつきましては、予算の裏付けにつきましては、慎重にそのへんは町長とも協議をされて、基本的な方針を示していただきたい。そのことは、今申し上げましたよう

に、30億、あるいは11億といたしましても、実質的な町の負担というのは、ほとんど変わらないんです、ほとんど。だから、あえてそのことを今申し上げておりますけれども、慎重にそのへんは財政担当課あたりも十分検討し、町長の思いもそれは当然あると思いますけれども、やっぱり教育百年の大計として学校をつくるならば、そういった財政的負担をなるべく逆に抑えて。どういう意味かといいますか、やはり補助金がございますから、それをうまく活用する。合併特例債も活用して、そしてあとでまた20年後に新たに作り直すということではなくて、当初からその見込みで学校建設に取り組んでいくという、そういう方向づけができないのかなということを私は今までずっともってきたわけでございます。だから、そのへんが町長のお考えと、私の今申し上げた思いが結局ぶつかるわけでございます。だから要は、先々の和水町の将来を考えたときに、本当にその選択が間違っていないかということを慎重にお考えをいただきたいということを申し上げますが、ここでちょっと町長のお考えも、もう一度確認のためにお聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 小山議員の今のポイントの押さえ方は、私も前々から理解はいたしております。ある意味では、それらを含めまして、今回議会の特別委員会の中の私がいらんこつですけども、議論の中心にもなろうかと思しますので、財政、現在総務課担当しておりますけれども、よくよくもう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 1番から3番までの質問は以上で終わります。

それから、4点目、先ほど答弁がございましたので、答弁をお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） それでは、先ほどの中で、小山議員からありました質問について、お答えしたいと思います。

確かに、国指定史跡であります田中城跡につきましては、町を代表する文化遺跡でもございます。これにつきましては、田中城跡の保存、それから整備、管理、それから更に活用というところまで一連の取り組みで、推進で重要な文化財を大切にしていきたいと考えておるところでございます。

それで詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 豊後正弘君

○社会教育課長（豊後正弘君） 4点目の質問にお答えします。田中城跡の保存整備事業につきましては、現在保存管理計画書の作成に向けた、検討委員会の委員選考を県文化課と協議しながら進めております。今年度中に委員の選考を行い、次年度に検討委員会を開催する計画であります。

したが、平成24年度から実施しております、田中城跡の東側の圃場整備事業に伴います発掘調査の整理作業が、今年度末まで時間がかかりましたので、委員の決定までは至っておりません。

それから今後の計画についてですが、平成28年度は引き続き県の文化課と文化庁と協議を重ねながら、検討委員会の委員を決定したいと計画しております。

それから29年度には検討委員会の開催、それから保存管理計画書の作成、平成30年度は検討委員会の開催、それから整備計画書の作成、平成31年度と32年度で整備の実施を計画しております。その整備後は、保存管理計画書に基づいた管理活用に努めるように計画をしております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） ただいま、田中城跡の保存整備事業の進捗状況と、今後の計画につきまして、教育長と課長からそれぞれ答弁をいただきましたが、平成26年度時点でのですね、田中城跡保存整備計画を見ますと、まず保存整備のため、今話が出ました検討委員会を、すぐにも立ち上げたいということでした。しかし、まだ現在まで検討委員会は立ち上がっていないと、だから一応これは今後さらに引き続き、来年ですか、今年ですか、28年度。

（「28年度。」）

28年度で検討委員会を立ち上げたいということですね。はい、わかりました。

一応、28年度で今答弁がありました検討委員会が設置されるということでございますが、そうなりますと保存管理計画書の策定はどうなるのでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 豊後正弘君

○社会教育課長（豊後正弘君） 保存管理計画書の作成につきましては、平成29年度に計画をしております、以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 田中城跡保存整備計画の前提条件としてですね、保存管理計画書が優先すると。その時点で県文化課のほうから連絡があったと思いますが、熊本県文化課からの指導……があったと思いますが。先ほどのお話では「県文化課との折衝は続けている」というお話でございました。それで、その県との折衝の中で、保存管理計画を29年度にもっていくということで理解してよろしいですね。

（「はい。」）

はい。一応、田中城の保存活用のための今後の方向としてですね、現状についてちょっとお尋ねしますが、保存活用するための現状分析や、それから基本方針等々の設定はできているのか。また、今後の保存整備に向けての進行計画、要するに実施計画になりますけれども、具体的なスケジュールや中長期的な保存計画の考えがありますならば、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 豊後正弘君

○社会教育課長（豊後正弘君） 先ほども申し上げましたように、29年度に保存管理計画書を作成いたしまして、平成30年度、これも検討委員会を開催しまして、それから整備計画書の作成予定でございます。

今年度におきましては、出土しました遺物の実測、それから保存処理などを行いまして、現在報告書の刊行に向けて整理作業を行っている状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 国の指定遺跡となりましてだいぶもう時間が経っておりますが、要するに整備していくためには、管理計画が出来上がり、そして整備計画が整えば、当然国庫補助事業として認可されるものと思います。とにかく国指定遺跡の文化財としてのレッテルは既に早くいただいているわけでございますから、一日も早く国の宝として町の宝として、有効に保存活用していくことが望まれます。

地元のほうでも早くから、この田中城跡の保存整備については関心を持って、今後の整備保存に期待をしておられます。これは地域住民の方々の思いがございましたのでお伝えてしておきますが、なんとか事業着手へのめどをたててもらいたいという気持ちで、今日ここに立ったわけですが、今、豊後課長のお話では一応そういう方向性がはっきりと見えてまいりましたので、ぜひその方向で進めていっていただきたいと、そして今後、町や教育委員会として保存整備にあたりましては十分、県あるいは文化庁と協議をしながら、国の補助事業制度にのせて確実にあそこが整備できますような方向をぜひ進めていただきたいと思いますが、教育長の答弁を求めます。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 小山議員から御指摘いただきましたように、遅れていることにつきましては申し訳ございませんでした。しかし、具体的に28年度から県の文化課、文化庁とも協議をしながら検討委員会、委員を選定し、実際に検討委員会と同時に管理計画書、それから整備計画書等を作成して国の宝としても、また町の宝としても重要な位置づけとして取り組んでいきたいと思っております。

○議長（杉本和彰君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 最後になりましたが、話がちょっと変わりますが、旧春富小学校跡地の有効利用活用先として福岡県の筑紫市の企業名、アクセスジャングループが決定しております。その春富小学校旧校舎の一部を田中城跡の資料館として活用していくことが約束されております。これは町長も御案内のとおりです。

今後、地域と企業と町が連携しましてですね、地域資源を生かした教育活動を展開していくという方向づけがなされておりますが、資料館の開設から田中城跡関連の資料等の常設展や、あるいは企画展等の事業展開にあたりましては、是非とも、これは町長に前もってお願いしております。

すが、教育委員会の文化財専門職員の指導をいただいでですね、資料館としての役割を担っていただくような、そういう一応館内の整備をお願いしたいと、そのためには企業のアクセスジャパングループさんの御理解も当然必要だと思いますけれども、要するに企業誘致担当のまちづくり推進課と教育委員会が密接な連携を取り合って、あそこの一角をですね、田中城はすぐ真横にございますから、一応ガイダンス的な資料館としての、その役割もございますので、どうぞひとつお願いしたいと。それから田中城の今後の方向づけもそれでできていくと思いますので、その地方創生の位置づけの中でも、ぜひともそのへんを重点を置いて、整備に着手していただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思いますが、町長一言そのことについてお願いいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 春富小学校跡地につきましては、議会の御理解も賜りましてありがとうございました。この3月いっぱいにはですね、協定書につきましても、調印は別といたしましてですね、合意もできるものだと考えているところでございます。この議会が終わりましたら、また先方から見ていただくということになっております。

御発言の件、重々わきまえまして、齟齬のないように進めてまいりたいと、そういうふうにあります。よろしくお願い申し上げます。

（「以上で、私の一般質問は終わります。」）

○議長（杉本和彰君） 以上で、小山議員の質問を終わります。

これで、本日の会議は全部終了しました。

18日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後4時26分